

摂津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

令和2年3月12日

摂津市議会

# 目 次

文教上下水道常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	2
質疑（渡辺慎吾委員、檜村一臣委員）	
議案第2号及び議案第10号の審査-----	33
補足説明（上下水道部長）	
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員、檜村一臣委員）	
散会の宣告-----	63

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和2年3月12日(木) 午前9時57分 開会  
午後4時38分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 嶋野浩一郎 副委員長 檜村 一臣 委員 安藤 薫  
委員 村上 英明 委員 渡辺 慎吾 委員 三好 俊範

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

教育長 箸尾谷知也 教育次長兼教育総務部長 北野 人士  
同部参事 野本 憲宏 同部参事兼生涯学習課長 早川 茂  
教育政策課長 松田 紀子 学校教育課長 河平 浩一  
学校教育課参事 山根 隆寛 学校教育課長代理 井上 良太  
教育支援課長兼教育センター所長 大崎 貴子  
次世代育成部長 小林 寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎  
家庭児童相談課長 木下 伸記 こども教育課長 浅田 明典  
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼経営企画課長 末永 利彦  
料金課長 柳瀬 哲宏 水道施設課長 檜本 宏充  
下水道事業課長 竹下 博和

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 溝口 哲也 同局書記 速水 知沙

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 令和2年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分  
議案第 2号 令和2年度摂津市水道事業会計予算  
議案第10号 令和元年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)

(午前9時57分 開会)

○嶋野浩一郎委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名いたします。

それでは、昨日に引き続きまして、議案第1号所管分及び議案第9号の所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、質問をさせていただきます。

私は各課によって質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、前回決算審査のときにいろいろ、課題をそれぞれの課の方々に残して、それで質問したわけですけど、令和2年度はそれを生かしてどうしていくかということを中心に質問させていただきたいと思ひます。

まず初めに、学校教育課関係ですけれども、働き方改革です。実施から1年たち、どのような改革が実行されたのか、管理職への負担、しわ寄せが軽減されたのか、そのことをお聞きしたいと思います。

次に2番目は、学力向上についての取り組みです。

これはほかの委員からも質問がありましたし、私自身が代表質問でも質問させていただきました。

その中で一定の小学校においては学力の向上が見られるということで、それは私としても評価はしたいと思います。

ただ、中学校の状況、そして、また今後の安定化、それもちよつと代表質問の中でもご答弁いただいたのですけれども、安定して維持できて、それから先に、また、さ

らなる向上に向けての施策を教えてください。

そして、中学校に関しても、小学校の成績が上がったら中学校が自動的に上がるということでもないと思ひますし、特に受験を控えた中学生が摂津市におるがために希望校になかなか行けないということではやっぱりいけませんし、そういう点も踏まえてご答弁いただきたいと思います。

それから3番目に、教員の人材育成です。これも代表質問でさせていただきましたけれども、問題を起こした教員がたくさんおられるということで、去年もそういうことで非常に問題になって、テレビでも取材を受けた状況で、それに対して改善されたこと、今後そういう形でまた再発はいけませんから、どのようにされたのか。

また、この前の代表質問の教育長の答弁にありましたように、何とかそういう教員との話し合いの中で、そういうことを防がなあかと一生懸命言いつつも、そのような現状があったわけですね。

やっぱり私らとしても、保護者としても安心して子どもたちを学校へ行かすことができないわけですから、今後起きないという保障はないわけであつて、その辺に関してしっかりとお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、人権教育ですね。

文化の集いという形で韓国・朝鮮の方々の文化を勉強するというので、別に否定はしないのです。ただ、一番、国を挙げて問題にしていることはやっぱり拉致問題なのですよ。

拉致に関してどのような教育をされて、令和2年度はどういう教育を進めていきたいのかを聞きたいと思ひます。

啓発教材としてめぐみというのは文部

科学省から配られると思うのですけれども、その教材、めぐみを生かしてどういう授業展開、教育をされるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから5番目は、体力調査と体力づくりについてですけれども、令和元年度の、児童・生徒の体力の測定が全国的に行われて、特に小学校5年と中学校2年が非常に体力の低下が見られる。特に中学校2年の場合は過去最低らしいですね、体力というのが。

やっぱり知力と体力は両輪だと思えますので、そういう点、体力向上に向けての取り組みはどうされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして6番目、武道教育ですけれども、これも前回質問をさせていただきました。私の場合は特に自分の弟子がおりますので、その辺の情報はよく入ってくるのです。

防具の扱いが非常に悪いのじゃないかと決算審査のときは言わせていただきましたけれども、それも踏まえて、一つの流れの中で、大阪教育大学の教授が毎回、教員に向けて特に剣道の武道指導をされておったわけですから、そういうことは継続して来年度もやられるのか。

武道は、非常に複雑で難しいものなんです。だから、継続的にそういう形の指導をされないと、なかなかしっかりと教えることはできないと思いますので、その辺のことを来年度どのようにされるのか、お聞かせ願いたい。

続きまして、小学生の生活指導のことなのですけれども、時々、保護者から茶髪がおられると言われるのです。

子どもがみずから、私の髪の毛を茶髪にしてくれなんか言われたいと思うのです。

聞くところによりますと、茶髪に染める薬剤が非常に子どもの発達によくない、非常にきついものやと聞きましたけれども、そういうことも親に対してしっかりと指導してもらわなあかんと思いますし、ある面では、これは虐待ではないかと思うのですよ、そういうことを親が強いるというのは。それで、特に最近、私が夜、スーパー銭湯に行くことが多いのですけれども、午後11時、12時になっても、小学生の子どもたちが走り回っているのですよ。そういうことも発達段階においては非常によくない。学校の成績にもつながると思いますので、そういう点、しっかりと保護者とコミュニケーションをとってもらいたい。

私ら小さいときは午後8時、9時になったら、みんな寝なあかんという雰囲気づくりがあったわけです。千葉県におったのですけれども、学校から就寝の合図のチャイムが鳴っておったのですよね。それによって親も、そのチャイムが鳴ったら寝させなあかんという雰囲気があって、そういうような雰囲気づくりが大切ではないかと思うのですよ。

家の周りにおいても、午後11時、12時に子どもの声が聞こえたりすることも多々あるので、これもある面、虐待違うかなと思うのです。

大多数の保護者はそういうことはされへんと思いますけれども、やっぱりしっかりと保護者との話し合いもすべきだと思うし、それをどのようにされるのか、今後どのように思っておられるのか。

小学校で緩めて、中学校でしっかりと校則で縛るといっても、これもやっぱりバランス的にちょっとおかしいと思う。決まりごとはやっぱり小学生のときからしっかり教え込むということも必要だと思います。

すので、その辺のことをよろしく願います。

それから8番目、国旗・国歌の指導です。

というのは、私らも、卒業式・入学式に行ったときに、やっぱり小学校の場合はピアノ演奏で国旗・国歌に関して流れてですね、非常に厳かな雰囲気ですばらしいと思うのです。ただ、中学校になったら、ほとんどの生徒が歌ってないし、ただ、音楽が流れるような状況です。

今、久しぶりに聞くのですけれども、どのような指導をされているのか、また、今後どのような指導をされるのか、お聞きしたいと思います。

それから9番目、運動会の今後ですけれども、時期を考えるべきじゃないかと思うのです。

熱中症対策ということで決算審査のときにも聞きましたけれども、今、温暖化で暑さが厳しくなっておる中で、従来のように9月、10月で運動会を挙げていいのかというのもあるし、その点に関して、来年度はどうされるのか、お聞きしたいと思います。

それから10番目、体験学習ですね。

米づくりの過程でいろいろと農業の体験をする中で、田植えとか稲刈りをされているみたいですが、一番肝心なのが、最初と最後だけと違って、その米づくりの過程をしっかりと教育するというのも必要だと思いますので、その点どのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

それから11番目、修学旅行。これも課題の一つだと思います。

毎年、きちっと保護者とか、それから教員、また、いろんなアンケートをしながら、行き先なり、それから業者選定も行うということになっておるのに、その年、1回業

者と契約したら、3年間はいけるといって、ずっとその業者が3年間続いていける状況にあるという学校も聞いております。

その点、各小学校がどのような状況で業者選定しているのか、どのような報告を受けたのか、そしてまた、それに対してどのように、これからされるのかお聞かせ願いたいと思う。データも踏まえて教えていただきたいと思います。

それから、学校でのスマートフォンの件ですけれども、これは社会問題にいろいろなっています。

きょう、偶然、朝のNHKを見とったらですね、スマートフォンを管理するシステムがあるらしいですね。保護者が、何時から何時までスマートフォンが使える、成人向けの番組は一切視聴できないというように機能を設定できるらしいのです。それもきちっと保護者が暗証番号を設定して、限られた状況でスマートフォンを使うことができるということでした。

スマートフォンをめぐるさまざまな事件も起きていますよね。例えば、LINE上でのスマートフォンによるいじめ問題ですとか、それから風俗的な問題です。そういうことで子どもに悪影響があらわれているんじゃないかということで、今、社会問題になっています。そういうことをしっかりと保護者と話し合いながら、ある程度、スマートフォンの使い方の管理ということをやっつけていかなあかんの違うかなと思うのです。

そういう点、どのようにされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、これも毎回言っている、教育委員会と学校現場との乖離について。

さっきも言った問題教師のこともかかってきますけど、教育長には、いつも現場

を見るべき違うかという話をして、教育長も、しっかりとこれから現場を見にいきますが、公用車があるとかないとかは別にして、例えば、ここに議長がおられますけれども、公用車がないと動かへんということはないと思います。やっぱり自分で調べたいことなんか、自分で車を運転したり自転車で رفتたりすると思うのです。そういう問題じゃないのですよ。

だから、現場に行って、現場の教員と話をする。釈迦に説法かもしれないけれども、教員はやっぱりしっかりした志をもって、採用試験を受けて教員になられていると思います。

教員は普通の労働者じゃないわけですよ。一番感受性の高い、そして将来的に影響される時期の子どもたちに、やっぱり教師の方々の考えとかいろんな触れ合いが子どもたちの将来につながる。これは、聖なる仕事やと私は思っています。

例えば、前回ノーベル賞を受賞した方も、やっぱり小学校のときに理科の実験か何かで教師から影響を受けて、そのことがノーベル賞の一つの原点やと言います。それだけ、やりがいがあるお仕事だと思います。

さまざまな問題点が起きるとするのは、やっぱりそういう考え方がちょっと抜け落ちたり、その考え方が消えてなくなったり、やっぱりそういうことで教師とは何たるものという基本を忘れたからこういうことになってしまうのと違うのかなと思ったりするわけですよ、私としては。

そういうことをしっかりと、大ベテランである教育長自身がしっかりと現場の教師と向き合ってますね、その考え方や情熱を注ぎ込むということをしていかんことには、また問題が起きるのではないかと思うのです。

教育長に来てもらったらうれしいとかですね、やっぱり教育長と話できてよかったと現場の声を聞きます。影はちらりと見えるけれども雲の上の人になっただけなんです、教育長、あなたが。教育長は煙たがられるかと思って遠慮していたこともあったと思うのですよ。教師のその組織の中での教育長という立場にありますから。

しかし、やっぱりご自身が動き回ってしっかりと現場の教師と話することが大切な違うかなと思うのです。

私の先輩で大手飲料メーカーのCEOをやっている方がいます。その方が、今、会長として何をやっているのか質疑応答のとき聞かれて、私、新入社員の子と飲み歩くことが仕事やと思っと思っていますと答えた。実際の業務は社長にやらせていて、彼らに我々の会社の熱き思いを注ぎ込むのですよということを行っています。

だから、教育長は、雲の上の人にならないように。その辺のことにに関して、来年度どのようにされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、いじめの問題も、ほかの委員も言われておったと思うのですけれども。

これは全体的にいじめに対して敏感になったせいかもしれませんけれども、平成30年度はいじめの認知件数は過去最多と聞いております。

本市はいじめに対しての見逃しはないのか。また、来年度、いじめに対してのより具体的な対応をどうされるのか、これをお聞きしたいと思います。

それからですね、これは教育政策課の担当と思いますが、小学校に配置されている受付員の役割について。

大阪教育大学附属池田小学校の事件以来、不法に学校に入る方に対してやっぱり

ちゃんとそれを未然に防がなあかんという形で受付員を置かれたと思うのです。

ただ、受付員は高齢の方が多いから、そういう不審者に対して体を張って抵抗させるとかいうのは無理な話ですけども、受付員が何をするのか、どのような危機管理の中で受付員がおるかいうことをきちっと再認識する必要があるのじゃないかと思うのですよ。

悪意を持って学校に侵入しようとする者は、そんな壁を乗り越えたり、塀を乗り越えたりする。それに対して、どういうふうに危機管理状況、訓練とかやっているのか。危機管理への対応を、受付員ができる範囲でやらなあかんと思いますので、その辺のことをどうされるのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

次は、組合事務所なのですよ。

教職員の組合事務所について、これは法的に必要最小限度の便宜供与はいいということになっている。組合事務所にある家電の電気代どうなるのと聞いたら、機械によって分けるのは難しいと。

やっぱりその辺の便宜供与の範疇、そして、今後、組合事務所に対してどのような対応をしていくのか、そのことをお聞かせ願いたいと思います。

それから、大規模化する小学校と小規模化する小学校について。これは代表質問の中でも質問させていただいたのですけれども、やっぱり安威川以北の千里丘小学校とか摂津小学校なんかはどんどん膨らんでいっていますよね。それは発展状況の一つのバロメーターと思います。

しかし、安威川以南の特に第五中学校区、鳥飼東小学校とかですね、どんどん人が減っておるし、運動会を見たら一発でわかりますよね。

大規模化、小規模化になっている状況で、今後どういう展開をされるのか、ちょっとその辺もお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、小学校の卒業記念品なのですが、英和辞典が、はっきり言って、それ、皆、使っているのかという話がよく出るのです。現在、英和辞典が本当に、皆がこれは便利やという形で卒業記念品として使っているのか。

これもやっぱりもらうほうと与えるほうが、喜ぶものは一体何で、この時代に必要なものは何かいうことをしっかり議論して、欲しいものというより必要なものをきちっと与える。使ったら非常にこれは便利で、本当に役に立つ。これ、卒業のときにいいものをくれたなと思うようなものを与えることが一番大切やと思いますので、どのようにされるのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、きのうもいろいろ出ていましたけれども、中学校給食の件です。

多分、教育長ともこういう話をしたと思うのです。私の場合は、母一人子一人の生活をしていまして、母親は看護師をやっていました。非常に夜勤が多くて、私が学校に出るときに寝ている状況でした。しかし、必ず私のかばんの横に弁当二つ、季節にもよるのですけれども、冬場、夏場以外は弁当を二つ必ずつくってくれていました。お昼の弁当と、それからクラブ前の弁当をつくってくれていました。

ほとんどコミュニケーションはなかったけれど、弁当が唯一のコミュニケーションでした。私が剣道で昇段したり、大会で優勝した時に表彰状を机の上に置いたら、母親がその弁当でおめでとうじゃないけど、一品つけ加えたり、ちょっとゴー



ジャスな内容にしてくれたりしとったのですよ。唯一その弁当によって。

物すごくしんどかったと思います、母親は。朝6時ぐらいに家に帰ってきて、私が7時半に学校に行っているの、弁当を1時間で作り上げて、ふらふらやったと思います。

特に看護師の夜勤というのは、急患が出たり、そのときに走り回って仮眠ができる状況じゃないということを知っています。その中で、唯一子どもに対してできることは弁当やいう形で母親はおったのです。そういう形で育ってきたから、弁当の意味というのは物すごく感じるのです。

それで、摂津市の場合でも、子どもたちがお弁当を欲しいというのは、これは当然な要求だと思います。その親が、母親とは限りません、父親も弁当をつくることもあると思いますけれども、弁当が欲しいという子どもに弁当を提供しよう、弁当をつくらせてあげようという親子関係は物すごく大切なことだと思う。

一方では、今言うたように、中学校給食。非常に忙しいから何とか給食をやってもらったらという気持ち、これも私はいと思います。

だから、双方が尊重できる、親子関係をしっかり結ぼうとしておるのに、全部給食にしようというのも、これも乱暴な考え方と違うかなと思うのですよ。

喫食できない子どもたちがあって、貧しいからというけれども、これは社会のほかのものでの保障はあるわけではないですか。

それは経済的な理由より家庭的な問題がある。先ほど、知育、体育と言いましたけれども、それに徳育とか食育があると思うのです。それは結局、親が子どもに対し

て、食育ぐらいはしっかりとやらなあかんと私は思うのですよ。

そういう意味で、今、摂津市がやっておるデリバリー選択制、これは、私、ベストやと思う。自分の体験談を言うのも何やけど、母親と唯一コミュニケーションしたのはその弁当でした。

だから、こういう考えの委員もおるということをしっかりと認識してもらいたいなと思います。

その点に関しては答弁はいいと思います。多分、教育長とはこの委員会以外でも話したことがあると思うのですが、その気持ちはわかっていただけたと思うので、ご答弁、結構ですので、私はそういう考えでしっかりとこのベストなシステムを守っていただきたいと思います。

それから生涯学習の成人祭はしばらくそれでやっていったらいいと思います。

子ども会の、スポーツ大会ができない状況が現実にあるわけじゃないですか。その中で、これもちょっとネガティブな話になってしまうのだけれども、どんどん子ども会という組織がなくなる。特に安威川以北がどんどんまちとして発展しますけれども、安威川以南はちょっと田舎的なものがあって、そういう点で人情味があるところやと私は自負しとったのですよ。ただ、そういうちょっと田舎的な雰囲気があって、それで結びつきが物すごくしっかりしたところやと私は思っていました。

鳥飼地域でずっと僕らが生活しておる中で、非常にスポーツ大会も活発で、運動会も盛大に行われとったんが来年から中止です。子ども会が壊滅状態になってしまっている状況ですよ。

市長は、何とか、きずなやら結びつきやら、そういう形でやらなあかんといいます

が、全く、今、現実には真逆になつとるわけです。だから、それを是正しようとして市長がやっているのはわかるねんけど、しかし、余りにもその流れの勢いと幅が大き過ぎて、それを食い止めるには相当なエネルギーと労力が要ると思う。

担当の課としては、これは大変な問題で、ちょっと行き詰まっているかもしれないけれども、来年度どのようなお考えで子ども会の育成を考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長、以上です。

○嶋野浩一郎委員長 では、答弁をお願いいたします。

山根参事。

○山根学校教育課参事 管理職の働き方改革に関するご質問にご答弁申し上げます。

今年度、管理職の働き方改革に向けて、書類の精選でありますとか、提出期限をできる限り長くとるであるとか、あとは提出方法ですね、直接いただかないといけない書類もございますが、例えば校長会の機会にそういった書類をいただけるようにということで考えたりであるとか、そういった形で取り組みを進めてまいりました。

また、委員からも、前回ですね、生の声をしっかり聞くようにというお話もいただきまして、教員も含めて管理職からも現状についてお聞きをいたしました。

この中で、例えば地域とのつながりという点、もちろん校長として大変重要な仕事であるのですが、休みの日に出てこないといけないということであつたりですとか、あとは水曜日の一斉退校日という形でさせていただいておりますが、この送り出しであるとかそういったところが、やはりふだんよりも負担がかかるであるとか、あと

は、やはり教員からの相談、管理職が受けることが多くございます。どうしても教員から相談を受ける時間帯が放課後の時間帯であつたりということで、時間が遅くなるのだというお声もお聞きしました。

来年度以降ですね、例えば一つとしてはスクールサポーター、全校配置をさせていただいて、事務時間を少しでも軽減させていただくであるとか、8月のお盆の時期に学校を閉じるということも今検討しておりますところでございます。

そういった機会に少しでも体と心を休めていただいて、心身の健康というところも考えていきたいと思っておりますところでございます。

もう一点、不祥事再発防止の取り組みについて答弁をさせていただきます。

今回の件を受けまして、全小・中学校を指導主事が回りまして、不祥事予防・防止研修を行いました。

内容としましては、まさに、先ほど、委員がおっしゃっていただきましたとおり、教員としての志であるとか、子どもの将来につながるという点で考えて実施をいたしました。

やはり教員はただ授業を行うということではなくて、子どもたちの未来を広げる、そういったことのために働いているということを訴えかけました。そのためにはどうあるべきかということを我々のほうからも訴えかけ、また、教員にも考えていただく機会をとつたというところがございます。

今後起こさないようにということで、この1回で起こらなくなるということではなくて、学校の取り組みとも連動させながら、継続的に取り組みを進めていく必要を感じております。

○嶋野浩一朗委員長 大崎課長。

○大崎教育支援課長 教員の人材育成にかかわりまして、経験年数の少ない教員の育成について、教育支援課よりご答弁申し上げます。

学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、社会の変化に対応できる、学び続ける教職員であることや、また、確かな人権感覚を備え、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと、そして、公教育に携わる公務員としての責務、また、社会人としてのマナー等の自覚を持つことということは、忘れてはならないことであると考えております。

経験の浅い教員の育成というところでは、教育支援課で学校教育相談員が定期的に小・中学校を巡回し、学校の管理職や、指導教員等とも連携し、初任者をはじめとする経験年数の浅い教員への指導・助言に当たり、育成を図っているところでございます。

また、先ほど申しました方針、教員に求められる力ということを見据えた研修等も幅広く内容を考え取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 それでは、学校教育課にかかわる内容について答弁申し上げます。

まず、学力向上の取り組みについてです。

中学校の状況です。例えば、中学生チャレンジテストの結果について、開始以来、平成26年度からおおむね右肩上がりでも向上し、令和元年度では全教科で過去最高となりました。

また、学校別で見ても、例えば去年で申しますと、中学校2年生の国語で、

府平均を超えるところとか、過去最高を記録している学校も出てきておりまして、中学校もおおむね学力向上してきていると捉えております。

また、中学校でも学力調査等を活用した授業改善が進んできています。小学校、中学校で連携した授業改善を含めた学力向上の取り組みが見られております。

今後、そういう小・中連携を踏まえた、授業力の向上、学力向上の取り組みなどについて指導していきたいと思っています。

また、受験を踏まえてということですが、先日もご答弁いたしました令和2年度に学年拡充を考えています、摂津SUN SUN N塾の取り組みでも高校入試や進学を意識してやっていければと考えております。

続いて、体力向上の件です。

こちらについて、委員からご指摘がありましたように、体力については、本市でも低下している状況がありました。

今回分析をしてみたところ、男女差は余り学校で見られない。ただ、学校間格差はあるのではと捉えています。

全国体力調査にはアンケート調査もあるのですが、そちらの状況を見ますと、やはり授業を楽しくないと答えている子どもの結果が余りよくないと、そのように出ていました。

やはりそこから見られるのは、授業づくりに課題がある。もしかしたら運動ができない苦手な子が楽しく感じられない授業になっているのではないかなと捉えています。要するに授業改善がやっぱり必要であると捉えております。

また、今回いろいろと調べると、学校全体の取り組みが弱いのではないかなと考えられます。学校では体力向上のアクションプランをもとに体力向上の取り組みを

行っているのですが、そちらが、全教職員で共通認識として行われているのか。例えば、先ほど申したように、体力調査の実施についても、学校全体で課題として捉えてやっているのかといった部分が弱い。それについては、校長会、教頭会を通じて、まずは指導したところです。今後は授業力の向上にかかわる体育の研修等も行っていきたいと考えております。

続いて、武道にかかわる内容で、まず、防具の取り扱いについてお答えいたします。

昨年の委員会で委員のご指摘もありまして、各学校の防具の保管の状況等を調べさせていただきました。各校の保管の状況について、写真を撮って、先ほど委員がお話いただいた教授に見ていただきました。

そうしましたら、現状の保管でも特に問題はないとお話でしたが、さらによくしていくためには、竹刀の先の皮の部分が床に直接つかないように保管するほうが良いというご指導を受けました。ホームセンターで売っている人工芝みたいなものを敷くことによって接地面積を少なくすることで保管状況をよくするというアドバイスをいただきまして、このような対応をとらせていただいております。

剣道の研修につきましては、来年度は実施する方向で既に教授に内諾をいただいております。あとは日程調整をつめていく状況になっています。

続きまして、生徒指導の茶髪にかかわる内容です。

ご指摘がありましたように、生徒指導が小学校では緩く、中学校では厳しいというように、小学校には、中学校のような校則という名前ではなくて、小学校では「生活の決まり」とか「学校の決まり」というル

ールで、一定、保護者に訴えるというか、お願いしていくという形になっております。

ただ、この茶髪については、一時期と比べまして、小学校現場では、健康上どうなのかとか、体への影響がどうなのかということ、例えば保健日より等で、皮膚に刺激があってよくないというような案内もさせてもらう中で、一定少なくなってきていると捉えています。しかし、まだまだそういった茶髪のお子さんもいらっしゃるということで、学校によって今、小・中連携で、中学校に行ったら、やっぱり茶髪は指導対象であり、校則に違反している部分なので、小・中連携して、しないようお願いしている中学校区もございます。そういった取り組みを推奨していきたいと考えています。

生活習慣につきましては、先ほど、夜更かしなどについては健康上よくないことを、例えば保健日よりとか学校だよりのほうで保護者に伝えていただき、また、それらの内容については、校長会、教頭会を通じて、例えば、長期休業に合わせて指導しております。また、随時、府の資料とか市の資料とかも使って保護者啓発を行っております。今後もそのような形をとり続けて指導していきたいと考えております。

国旗・国歌にかかわる内容です。

こちらについてですが、中学生が歌っていないという状況があるのではないかとご質問です。

毎年、卒業式の行われる時期になりましたら、校長会、教頭会を通じて、きちんと学習指導要領にのっとって適切に取り扱うように指導を行っているところです。特に児童・生徒についても歌えるように指導を行っております。

また、卒業式・入学式が行われた後に、市教委より電話で各校に対し実施状況についてヒアリングも行っているところです。

先ほどのご指摘にあったように、子どもたちの歌う音量についても聞き取りを行っているのですけれども、例えばそういった音量が少ないというところがありましたら、きっちり歌えるように学校にも指導していきたいと考えております。

続いて、運動会の時期についてですが、近年のこの暑さもありまして、熱中症対策としての時期の変更は考えていかなければならないと思います。

今年度は2校が、時期変更して行っております。1校については6月、もう1校については11月に実施されました。

現在、来年度につきましては、2校が時期を変更しようとしていると聞いております。

教育委員会としては、この日に運動会をなささいという指示は徹底できないのですが、やはり熱中症にかからないように対策を考えることに伴って、やっぱり時期を考えていただくことについても指導していきたいと考えております。

続いて、体験学習にかかわる内容です。

委員がおっしゃるように、私も体験学習はその過程が大切だと思っています。現状では、田植えをしたり、育っていく過程の部分は余り見えてないのですけれども、稲刈りをしたり、その後、各学校によって名称は違いますけれども、「お米パーティー」みたいな形で一緒に、お世話になった農業委員会の方々とともにおにぎりをつくって、おみそ汁と一緒に調理実習のような形で食べて、感謝をあらわすというような取り組みはやっております。

昨日、ご答弁申し上げた中で、カリキュラム・マネジメントという話をさせていただきました、その中で地域の資源を活用するという話もさせていただきました。やはりこういった、例えば田植えができる田んぼがある、その環境というのは資源だと捉えて、授業の中で、例えば理科で稲の成長過程を観察するとか、社会科でその物流ですね、稲が育ってお米になって、どのように消費者のところへ届いていくのかを学ぶとか、そういったものを実感し、意識し、その現場に行くこと等、そういうことを通して体験学習を深めるということができるのではないかと。また、体験学習についても各学校に指導していきたいと思っております。

続いて、修学旅行にかかわる内容です。業者の選定等にかかわっての本年度の状況です。

本年度の修学旅行の業者についてですが、7者が選定されて、一番多く選定された業者は5校で選定されています。

令和2年度については5者が選定されて、一番多く選定された業者は4校で選定されているということです。

保護者の意見を取り入れることをちゃんと行っていくようにという話であったと思います。

前回の委員会でそのようにご意見をいただきまして、その後の校長会、教頭会のごときこちらからもその内容についてお伝えをして、令和2年度で業者の選定が決まる予定の、まだ業者が決まっていない学校が4校あったのですけれども、そのうちの3校につきましては、選定委員会に保護者も入っていただいてプロポーザルを行って、保護者の意見も反映することをやっております。

また、残りの1校については、アンケート調査で保護者の意向を聞くという形のように、各学校も保護者の意見を聞ける体制をとろうと動いてきているのかなと捉えています。

続いて、スマートフォンの件です。

これまでスマートフォンの取り扱いについては、府や市の啓発リーフレット等を使って、このスマートフォンの活用についての危険性とか、フィルタリングについてはお伝えをしてきました。

現在、摂津市でも「携帯の取り扱いのガイドライン」について作成しているところです。そこには、これまで摂津市は「原則持ち込み禁止」ということにしており、その方針を引き継いだ状態で、そのガイドラインの中にも、フィルタリングのことについてとか、その内容についても記入してありますので、これらを使って保護者としてしっかり話していただくという機会をつくらせていただきたいと思います。

続いて、いじめ防止にかかわる内容です。

いじめが、見逃しはないのかという内容があったと思います。

摂津市でも、本年度、いじめの認知件数はふえてきております。

学校からは具体的な内容について報告もいただいておりますが、確認いたしますと、その中には本当にささいな内容、例えば子ども同士の遊びの中から、からかいの中からもいじめの事案と認定して、丁寧にしっかりと対応をしているという報告が上がってきています。そういったものもいじめと捉えて学校は対応できるようになってきているので、件数についてはふえてきているのだと捉えております。

そういう意味では、教員のアンテナは高くなっているのではないかと思います。

もちろん、子どもに対しても人権意識、人権感覚を醸成していくのが学校の役割でもあります。教員の人権意識、人権感覚等を醸成し、このいじめを見逃さない体制づくりをしていきたいと思っております。

次年度の対応としましては、新規の事業でも説明させていただいているスクールロイヤー等も活用しながら、深刻化させない対応を今後行っていきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 井上課長代理。

○井上学校教育課長代理 人権教育、とりわけ、拉致問題の指導や方向性のことについてお答えいたします。

人権教育は、当事者の立場に立って考えていくということが重要であり、この拉致問題についても正しく理解し指導していくものと認識しております。

その中で、今年度、各校の人権教育の校内研修において、めぐみ、拉致問題のことについて取り上げて実施しております。

また、教育委員会としましては、人権担当者会でめぐみ、もしくは拉致問題のことを取り上げ、指導、伝達をさせていただいております。

また、アニメめぐみですが、従来、25分ぐらいの長さであったものが、今回15分版という、新たに短時間で活用できるものが出ましたので、その活用については、各校に周知しまして、実際に教職員がしっかりとその内容を理解した上で児童・生徒に指導していくよう指導しているところです。

今年度につきましては、全小・中学校で教員への研修は実施され、また、児童・生徒の視聴についても、現在のところ、小学校については3校、中学校については2校、

実施予定ということで聞いております。

中学校については、例えば第三中学校のホームページで活用した様子をアップをしています。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 教育政策課に係ります4点のご質問につきまして、答弁申し上げます。

1点目の、小学校の受付員の役割についてでございます。

今、ご指摘がありましたとおり、池田の小学校の事件を受けまして、平成16年度より、基本的には地域のボランティアの方の見守り活動ということでスタートをしております。

職務内容といたしましては、学校に来られた方に、受付においてお名前等を記載をしていただくということが主なものになっております。

基本、ボランティアの方でございますので、個人のボランティアの方、それから団体のボランティアの方、これは地域の自治会が担っていただいたりするのですけれども、基本的には学校のご近所にお住まいの方が、地域のつながりが薄くなったところに犯罪等が起こりやすいということもございまして、地域の方のご協力で受付に座っていただいているということになっております。

ただし、いわゆる警備員といったものではございませんので、何か不審者等が来た際には、捕まえるとかいうのではなく、危機を知らせるボタンを押して職員室に知らせるということになっております。

受付員の担っていただく役割等につきましては、年に一度、研修をさせていただいており、皆さんには勉強をしていただい

ている次第でございます。

続きまして、教職員の組合事務所についてでございます。

摂津市小中学校教職員厚生会・摂津市教職員組合からは、摂津小学校、また、摂津教職員組合からは鳥飼北小学校を、行政財産に係る使用許可申請を出していただいております、現在使用をいただいているところでございます。

これまでは専従の方もいらっしゃったと思うのですけれども、令和2年度につきまして、おられなくなるということを伺っております。

また、光熱水費等はそれぞれご負担をいただいております。

それから次の、大規模校、小規模校の、特に小規模校の学校をどういうふうに展開していくのかというお問い合わせでございます。

第五中学校区の小規模校化、特に鳥飼東小学校が今年度、全学年が単学級ということになったことは、私どもも大きく受けとめております。

今後のことは、校区を変えるのか、あるいは、何か組み合わせを変えていくのか、幾つか方法はあると思っております。

その一つひとつについて、こういったときにはどうなるのかという勉強もさせていただいております、他市の先進事例等も今見させていただいているところでございます。

ただ、来年度、鳥飼地域のグランドデザイン、鳥飼地域自体のまちづくり構想を立てていく件に関しまして、我々が単独で決めていくということもちょっと難しいと思っております。

その市長部局のグランドデザインと情報の共有、連携等をさせていただきまして、

今後のことにつきましては検討してまいりたいと考えております。

次に、小学校の卒業記念品でございます。

実は本年度、英語の指導主事等にもご相談をさせていただきました。電子のもので、もっと便利なものを使っておられる時代だと思うので、何かほかのものがいいですかというご相談もさせていただきました。すけれども、紙で調べることに意義はあるし、やはり受験等も含め英和辞典があったほうがいいですよというアドバイスをいただきましたので、本年度の分につきましても、この辞典で対応をさせていただいております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 早川部参事。

○早川教育総務部参事 それでは、子ども会の件についてご答弁させていただきます。

決算審査の際に、現場の意見も大事ということをご指摘いただいて、現場の一部の方からご意見を聞いております。

その中で、やはり安威川以南については、子どもがすごく減っており、子ども会の存続というのは非常に難しい話も聞いております。

その中で、最近ですが、子ども会のある監督から相談がありまして、子どもが、子ども会がなくなって、スポーツ大会に出られないという話を聞いており、校区をまたがってチームを入れていただけないかなという話もありました。やはり子ども会が減っておりますので、この部分は結構ですよという話はさせていただいております。その中で、私も努力はしておりますけれども、加入促進は非常に難しい状況です。4月の広報、それから各学校にビラをまくなど、これからはしていこうとは考えてお

ります。

○嶋野浩一郎委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 現場に行ってお話を聞いていくべきだという、昨年の委員会でも指摘いただいた件ですけれども、指摘後、これまでに7校、小学校5校、中学校2校を回らせていただきました。多い学校では10名ぐらいの先生と1時間半ぐらい時間をとって話をさせていただきました。感じはやっぱり先生方いろいろ悩んでおられるということもわかりましたし、一方で教育委員会が校長を通じて伝えているはずのことがなかなか現場の先生にまでしっかり伝わっていないという現状も改めて認識できました。そういう意味でやっぱりこちらも伝え方をもっと工夫していかなあかんと思っています。

それとあと、私としてはやっぱり初任者にもそうなのですけれども、やっぱり教員というのは、まずは見られる存在だと、どこに行っても、いつ何時でも教師をしている限り、摂津市だけじゃなくて、茨木市でも梅田でも見られる存在であるという話とか、あるいは記憶に残る存在だと。やっぱり名前を、こんなに年とっても覚えてもらえる職業というのはほとんどないと思いますので、そういうお話。それから先ほど委員もおっしゃいましたすごく影響を与える職業だという話もさせていただいております。また一方で、やっぱりメタ認知といいますか、要するに自分自身を第三者的に見詰める、そういう能力を養ってほしい。やっぱり子どもと話をしていると、子どもと同じ目線に立って、ある意味感情も入って話をしてしまいがちになる。それは私の経験からもそうですので、やはりそういうときに、自分自身がしゃべっていることを第三者として冷静に見て、子どもの



様子をきちっと見て、ちゃんとこちらの思いが伝わっているかどうか、そういうことができるようなそういうメタ認知能力を養ってほしいという話もさせていただきました。

先ほど、雲の上の人になるなというお話だったのですけれども、まさしく実は先日校長と話をしまして、その学校の先生から、教育長のいろいろ話は聞くけれどもやっぱりなかなか遠い存在だということも聞きました。来週、委員会の日程の中で予備日もありますけれども、もし時間があくようであれば、ある意味今休校ですので、教員も自由な時間もあると思いますので、できれば来週また学校を回っていききたいなと思っています。

ただ、先ほどの不祥事の問題もそうなのですけれども、やはり私を感じますのは、やっぱり今の、それも若手というよりは、中堅、三十五、六ぐらいの人の感覚がやっぱり我々の感覚と変わってきている、ずれてきているなど。例えば先ほどの茶髪の指導でありますとか、あるいは基本的な生活習慣の指導なんかも、ある意味今まででしたら、そういうことに関しての教員の感覚というのは、何も議論しなくても大体一致できたのじゃないかなと思うのですが、今はやはり一人一人教員の感覚が違うのじゃないかなと思っています。そういう意味もありますから、やはりその辺の意思統一といいますか、何がいいと、悪いというよりも、まずは、みんながどんなふうに感じているのか、学校としてどうしていくのかという話をやっぱり今後学校にもしていただきたいと思いますし、私もそんなことも含めて今後話をしていきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。より具体的に2回目はしていきたいと思います。

働き方改革なのですけれども、いろいろご配慮されて何とか軽減せなあかんというお気持ちで今答弁されたと思うのですけれども、例えば地域のいろいろな集まりがありますよね。地区市民体育祭もそうですけれども、必ず校長先生やら教頭先生が来ていただいているのです。それはありがたいのです。しかし、何で校長と教頭が二人揃って来ることないやろうという考え方が私にはあるのです。というのは、きちっと休みは休んでもらわなあかんということから、やっぱり我々も認識を持たなあかんねんけれども、そういう点、教育委員会のほうからしっかりとその管理職に対しては休みをとりなさいという、どっちかが行きなさいとか、例えば必要なかったら両方とも行く必要ないとか、そういうことを明確にしてあげることが管理職には必要じゃないかと。特に管理職の方々はさまざまな地域にお世話になっているから、地域のために何とか恩返しをしたいとか、地域の方々のつながりを大切にしたいという気持ちは僕は大切だと思うのですよ。でも組織としてやっぱりその方々に対して負担を軽減するというのも、これは必要なので、組織として教育委員会からその辺の精査をすべきじゃないかと思います。教育委員会から働き方改革でそういうことは好ましくないと言われましたので、ということ言いわけが立つじゃないですか、そうなってきたら。私らも行事が多いときは、秋なんか毎週毎週出るときがあるじゃないですか。そのときにいつも校長先生やら教頭先生に来てもらっています。ありがたい反面気の毒やと思っています。家族サ

ービスもせなあかんし、年齢的にいったらお孫さんの世話もせなあかんかもしれません。体を休めて心をリフレッシュすることが必要じゃないかと思しますので、教育委員会としてきちっとした決まりごとを決めてその辺の負担の軽減もやっぱりしてあげるべきじゃないかと思しますので、これは要望としてお願いしたいと思します。

次に、学力向上なのですけれども、これは後ほど言います生活指導にかかわるのですけれども、私、沖縄県に非常に興味がありまして、沖縄県の成績は、一時大阪府とブービー争いをしているような状況もありましたよね。しかし沖縄県は、つい数年前聞いておったら全国的にも10番前後のランクに上がった。いろんな要因があるのですけれども、例えば沖縄県というのは、夜が遅く、午後9時ごろから晩ご飯が始まって、遅い時間までお父さん、お母さんが飲み続けて、子どもがその横におるといことが多々あって、そこで県教委がそういう生活習慣をきちっと改めるべきという話で、保護者との協力を得ながら、子どもたちはしっかりと早いうちから寝させるように、けじめをつけて、そういうことから始めましょうということで始めました。医学的にも先ほども言いましたように脳内発達段階で非常に睡眠ということが必要であるということを知っています。それから、これはちょっと摂津市とは違うけれど、沖縄県というのは離島がたくさんあって、離島というのはサンクチュアリなのですよね。先生一人、子ども5人とか、そういうところもあったりね。それが中学まではそういう形で離島で何とかできるのですけれども、高校に入ることになったら市と名前がつくところや本

島に行くのです。高校に入る段階での学力のギャップがきついです。そこで追いつけない子どもたちが、極端な話、非行に走ったりするということもあるということで、それを是正せなあかんということで、離島のOB会みたいなのをつくったり、教職員のOB会みたいなのをつくったりして、離島から来る子どもたちをフォローしようということで勉強を教えたり、そういうフォローをされたらしいです。二つの事例は、一部かもしれませんが、そういうことの努力によって、沖縄県の成績が上がっていったということなのですよね。今の学力向上で摂津市が、河平課長が言われたように徐々に上がってきた。それをしっかりと担保するには、やっぱり保護者と話し合いをしながら、成績が上がるよう日常生活についても協力をお願いすることをする必要があるのじゃないか。そういうことも改めてやっぱりやることが成績向上の担保になるのじゃないかと思うのですけれども、そういう点でお考えをお聞きしたいと思します。

それから教員の人材育成なのですけれども、問題を一つ取り上げて言うのは何ですけれども、不適切なプリントが配られた。それを保護者が見ておかしいということで言われた。何か頭からお湯をかけたらどういう反応をするかとか、そんな内容のプリントを子どもたちに使ったということで。私は問題なのは、そのプリントについて保護者から言われたのじゃなくて、その学校でおかしいのではという議論が何でなされなかったのか。誰がそれをチェックしたのか。何でそのまま出されたのか。それが非常に私としたら疑問に思うのですよ。当然そういう形でチェック機能があって、さまざまな教員同士がそれに関与しな

がらも、そういうプリントが出された。そこからさらにいろいろ聞き込みをしましたら、そのプリントを出した先生に対して、物を申すことがなかなかできないような雰囲気にあったということを聞きました。だからそういうような状況の中で、これはちょっとおかしいとか、同僚やら先輩や後輩やらがそれをチェックするという、そういう雰囲気を醸成することが必要じゃないかと思うのですけれども。学校内部での問題に対してのチェック機能が果たせるということが必要じゃないかと思うのですけれども、その点についてご答弁お願いしたいと思います。

それから、人権教育なのですけれども、具体的に教えていただきたいのです。どの学校でどれだけの授業をやって、何時間「めぐみ」に費やしたのか。学校でまちまちではあかんわけです。人権問題は以前から学校教育の中ではよく言われています。私は先ほど言いましたように、拉致の問題というには最大の国際的な人権侵害やと思っています。その相手国の中の北朝鮮、その関係の組織の方々が現実に日本におられ、そういう方々の要望かも知らんけど、さまざまな民族教育をされていますよね。特に朝鮮半島に対しての民族教育をされています。それで、逆に言ったら、何か遠慮があるからそういうことを教えていないんじゃないかと思ったりするわけですが、そういう点でも具体的にデータとして出していただきたいのですよ。その点、まずお願いします。

それから体力の問題ですけれども、これも先ほど言った生活習慣とも連動すると思うのです。剣道の講習を受けたときの講師が大阪体育大学の講師なのですけれども、十二、三歳から18歳ぐらいまでの五、

六年間が物すごく子どもの一生の体力的に影響するらしいと聞いたのです。だからそのために文部科学省としたら体育の時間をとって一生懸命クラブ活動させて、肉体的に細胞とかいろんなものを強化して、忍耐力もそうやし、そういう体育をしっかりとやると位置づけたらしいのですよね。例えば私、剣道をやっていますけれども、最高齢の試合に出ている人が103歳でよく話をするのですけれども、若いときの貯金を使っているんやと言います。10代の若いときに一生懸命すごい稽古をやって、身につけた体力や肺活量が、40代、50代、60代、70代、80代になって貯金として使えるようになるんやと。小学校高学年から中学校3年間、それから高校3年間で人間の体力やしっかりした体幹とかいうのは、この辺に大体決定されるということを書いてはりました。だから、一生にかかわることなので、国もこういう調査を一生懸命していると思うのですよ。だから体力をつけるために、さらなる努力をしてもらわなあかんのやけど、その点もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

武道に関してですけれども、そこに教授が入って、これからも研修をしていくということだったので、一安心したのです。彼のことはよく存じ上げているのですけれども、一番剣道に対して論理的にしっかりした人でよくわかった方です。それと、生徒たちがやるから防具とか、竹刀に対して扱い方が非常に危惧されるのですけれども、一つ間違えたら命がなくなるような、ドイツでは先側から竹が飛んで目に突き刺さって即死したという例があるので、しっかり気をつけるよう要望しておきますので、お願いしたいと思います。

それから子どもの生活指導、茶髪の件な

のですけれども、一時よりは少なくなったということもあるのですけれども、子どもにとっては非常に害があることは立証されているわけであって、子どもにとって害があることを親が強いてやるというのは、これは先ほど言いましたように、いじめとか、虐待です。その辺に関しては、親にしっかり再度注意を促すことも必要やし、それから夜中にうろうろしているということは、さっきも言いましたように授業中に居眠りするような子がふえたりして、当然学力が落ちます。そういう点もしっかりと、これは教師が保護者に対して、その旨を伝えるべきやと思うのです。その点に関して、再度お考えを聞きたいと思います。

それから国旗・国歌の指導ですけれども、これは授業というか、国旗とか国歌の概要を教えているのかなと思ったりするのですよ。例えば日の丸、君が代、これはどういう流れの中で起きたか、国の国旗になったかということや授業として教えているのか。私も歌えとって歌わせるということは決して余りよくないと思う。しかし、ラグビーとかサッカーのときに自然発生的にみんなしっかり歌いますよね。ああいう光景がベストなのです。だからそういうような、教育として国旗・国歌の意味合いとか、歴史とか、そういうこともやっぱり教えるべきちゃうかなと思うのです。何でもこういうことを制定されたかというのは、教えるべきだと思いますし、それが例えば極端に軍国主義やらそういうことにつながるとかというのは、私は全く理解できないのですけれども、そういうことをしっかり教えるべきやし、それから国際的な感覚を養う面でもそうやと思うのですよ。どこの国に行ってもやっぱりそういう国の式典とか、そういうときには当然国旗や国

歌が流れるわけであって、それに対して非礼な態度をとるということは国によっては許されない状況も出てくるわけじゃないですか。だからそういう面では、教育としてもそういうことを教えて、国際的にということをやられますけれども、ITやら国政やら語学やとか、そういうことも当然必要ですが、国際的なルールの中での行儀ということをやったり教える必要があるのじゃないか。外国に行って非礼な態度をとって、それに対して子どもたちが処罰されるということは、これはやっぱり望まなわけです。だからそういう点でも教えることが必要じゃないかと思うのですけれども、その辺ご答弁をお願いしたいと思います。

運動会の時期もやっぱりそれぞれの学校が認識されているみたいで、また時期を変えるということをやられていますので、その辺は暑さ対策、熱中症対策の意味からも、しっかり保護者とか先生間で、それから学校間で話をされて決めるべきだと思いますので、それはそれで推し進めていただきたいと思います。それは要望しておきます。

それから体験学習ですけれども、今、河平課長がおっしゃって、その意味はよくわかっていただいていたと思うのです、ご答弁の中でそれはわかりました。一番の問題は過程なのですよね。僕ら小さいときにご飯粒を残したらお百姓さんに対して失礼と言われました。きれいにご飯粒を食べて残したらあかんという教育をされた。過程がわかたらその気持ちがわかるのじゃないかと思うのですよ。暑い日には雑草を抜いて世話をしてやっているんやということを見せたり、米粒一つができるためにどれだけの労力をみんなが費やしている

かということ、昔は、これを全部人力と、せいぜい家畜を使ってやったということ、やっぱり子どもたちに歴史も教えて、そういうことを知って物を大切にするとか、粗末にしないとか、これをつくっていただいた方に感謝するとか、そういう気持ちがあって、いろんな面で学力向上、体力の向上、そういうことの一つの要因になるのじゃないかと、直接にはならないかもしれないけれども、そういうふうに思いますので、その辺のことを河平課長、しっかりと意識を持ちながら過程を教える。米粒一つの大切さ、いただきますという言葉を使う意味、我々は命をいただきながら生きていっているわけですから、そういう点のことをしっかりと教育の中に埋め込まれるということも必要じゃないかと思えます。これもできましたら、私の言うことに関してご答弁いただきたいと思えます。

それから修学旅行なのですけれども、きちっとデータを出してください。ばらばらじゃあかんのですよ。私は何回かこの修学旅行で言いましたけど、先生方、その辺がうとい。業者とのつながり、つき合い方が感覚的に緩いんちゃうかなと思うことがあるのですよ。例えば従前からやったら、組合の旅行から、社会見学から全部1業者がやっていましたわ。その業者自体が、摂津市の仕事をやっていますと、自分たちのホームページに書いていたそうです。その中で、例えば先生方個人が家族旅行するときに、その業者が来て手配するような、そういう厚遇を受けた場合は、場合によっては、これは非常に問題が生じることになるんじゃないですか。現実どこかの中学校でそういうことがあったと新聞に過去に載りましたけれども。その辺は業者とのきちっとした線引きが必要じゃないかという

意味から私は言っているのです。

それと修学旅行で平和教育ということで、広島市に行くことになったと聞きます。平和教育というんやったら、先生方がしっかりと内容を吟味して、議論しながら決定せなあかんのに、業者が全てそのルールを敷いてやっておったら、言うてることとすることが違うとなるわけです。そういう平和教育に対しての熱意があるんやったら、自分らが全部いろんな計画を立ててやるのが当然と私言ったことがあるのですけれども。1回契約をとったら3年間はその業者がやるという話じゃないじゃないですか。その辺きちっとデータとして出していただいて、それで、私今度また3回目の質問をしたいと思うので、それは当然把握されていると思うので、それを出していただきたいと思えます。

次に、学校のスマートフォンですけれども、子どもたちに対してはいいのですけれども、先生方はスマートフォンの扱いをちゃんとしているのか。学校のことを例えばSNSに個人的に出してるんちゃうか。それから発信をするにあたって子どもたちの個人情報への配慮をしっかりとした上で、先生方はスマートフォンの取り扱いをされているのか、その辺もちよっとお聞きしたいと思えます。

それから教育委員会と学校の乖離ですけれども、私は15校全部行ってほしかった、この間にね。行った学校の方からいろいろ情報を聞いたら、やっぱり教育長が来てくれて、私らのことを気にしてくれてたんやと、喜んでいます。教育長あなたは大阪府の中でやっぱり組織ということを重ねられたと。当然、組織は必ず必要ですよ。しかし、組織が滝が流れるように上から下だけでは済まんこともたくさんあ

るわけです。新しく入る新任の教員なんかは、志があって、一定の教育を受けて試験を合格しているわけです。しかし、さまざまな人間関係で暗中模索をする。自殺する職種の中で一番教職員が多いと聞きました。暗中模索している新任の教員に対して、教育長はしっかりとそこで話し合いをしながら、その燃える情熱を新任の職員に注ぎ込むことが必要じゃないかと。それをしっかりとやることによって、私が今いろんな話をしたさまざまな問題、ある一定解決できるのじゃないかと思うのです。全部解決するなんて到底思いませんが、やっぱりしっかりと自分自身が今語るべきことを、教職員と語るべきところがあるんやったら、自転車でもちょっと健康のために歩いてでも行って、そこで語り合うことが大切と思うのですけれども、その点は、半分しかまだ行けてないということなのですけれども、何回も言いますが、絶対煙たいとは思っていない。そういうふうに気にしてくれてるねんなどみんな言っている。やっぱりこじんまりした市やからどんどん教育長ご自身が動くことが、そういうさまざまな問題を解決するのじゃないかと思うので、教育長、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

教育政策課の件ですけれども、受付員の件はわかりました。地元のボランティアの方やからなかなか言いにくいのですということかもしれません。当然暴漢が入ってきたら戦えなんか言えませんが、でも何かお願いできることがあるのじゃないか。学校の入口には受付員がおるから、ちょっと安心やなとか、コミュニケーションが図られて、いろんな子どもたちを見守っていただけるんやったら見守っていただけるような対応をしていただくようなこ

とを促すとか、そういうこともあるのじゃないですか。もっと善意を活用できるようにシステムとして受付員を単に置いてもらうのじゃなくて、その方々の善意を活用できるような、やっぱりそういう対応をしてもらって、考えてもらうということが必要じゃないかな。これも要望にしておきますので、お願いします。

組合事務所の件もそれはわかりました。そういう形で光熱費をいただいて。ただ、管理者としてやっぱりその辺をきちっと管理できているかというのはあるので、部屋に入らせてもらってその辺のことをしっかりと見ておく必要があると思いますので、その辺はお願いしたいと思います。これも要望です。

それから大規模校、小規模校、これはもう大きな施策の中での問題ですので、当然あなたがご答弁されたことは限界があると思うのです。ただ、小規模校にちょっと荒れた雰囲気があるということを知りましたのです。いじめの問題なんかでも、ずっとクラスがえがなかったら同じ、いじめられるんやったら、1年から6年までいじめられなあかんような状況というのは、やっぱり子どもの教育によくないということがありますよね。小規模校にはそういう弊害があるわけです。だからその辺の小規模校の問題をやっぱりしっかりと市長部局なり、行政に訴えて、これは教育長を通じてですけれども、そういう必要があるのじゃないかと思しますので、これも要望しておきます。よろしくお願いします。

それから卒業記念品、やっぱり時代のニーズに合わせて、これは便利やな、これは小学校の先生方や教育委員会が、こういうふうにして、私らが使いやすいように考えていただいたのだなと思えるようなも

のをやっぱりあげるのが必要じゃないか  
と思いますので、その辺もちょっと、それ  
があかんと言いませんけど、再考してい  
ただきたいと思いますので、よろしくお願  
いします。

それから子ども会、大変なのはわかりま  
す。やっぱりある程度予算を獲得して、子  
ども会へ何らかのことに對して使って  
ください、これはあなた方で考えてくだ  
さいということ投げかける。お金をそう  
いう面でかけるということはやっぱり必  
要じゃないかと思います、現実的に。や  
っぱりある程度予算づけをされて、予  
算をつけることによって、組織を活  
発にするということは、これはできる  
んじゃないかなと思うのです。こうい  
う予算があるので、これを有効に使  
ってみてください、ということをして  
いただいたら、多分子ども会に属して  
いる方々は、これやったら何か大会し  
ようとか、何らかのイベントをしよ  
うとか、子どもたちが何か楽しめる  
こと、喜べることをしようか、そう  
いうことを考えると私は思います。そ  
のためにはやらしい言い方かもしれ  
んけど、金ですわ。そういう方法も  
あるからどうですかということ  
を問いかけていますので、ご答  
弁いただきたいと思います。

いじめの問題に関して、逆にこうい  
う件数がふえたというのは、それ  
だけ敏感になって、いじめを見  
つけ出すということではでき  
たということで、ある一定評  
価するのですけれども、ただ、  
いじめでも先ほどのご答  
弁の中で、ささいなこと  
でそれを露呈することによ  
って、子どもたちの人間  
関係がおかしくなったり、  
保護者との関係がおか  
しくなったりすること  
もあるので、そういう  
ことが例えば見識  
がある大人たちで  
いじめ対策の議  
論がされている  
と思うので  
すけれども、  
その辺のこ  
とをしっかりと精

査しないと、そういう逆の意味での弊害  
が起きる可能性があるわけです。いじめ  
と断定されなくてもやっぱり人間社会  
においては、さまざまなストレスがあ  
るわけです。そのストレスを何とか克  
服しながら子どもたちが大人になる  
ことも必要なことじゃないかと思  
うのです。単純にいじめの段階や  
というのじゃなくて、それぞれの  
人間関係を考える一つの時間  
も必要じゃないかと思うのです。  
だから、当然そういうふう  
にして敏感にしてあげるのも  
いいけど、しっかり分別  
をもって精査することが  
必要じゃないか。子ども  
たちに対して一つの課題  
を与えることも必要  
じゃないか。ある統計  
によりますと、新入  
社員で1か月か2  
か月でやめる人が  
多く、ストレスに  
なっていない若  
者が多い。社会  
に出たらや  
っぱり全て  
思いどおり  
になること  
なんかあり  
ません。さ  
まざまな理  
不尽の中  
で、それ  
からスト  
レス、目  
標、課題、  
そういう  
もの  
に  
對  
し  
て  
何  
と  
か  
社  
会  
の  
中  
で  
成  
果  
を  
上  
げ  
よ  
う  
と  
思  
っ  
た  
と  
き  
に、  
心  
と  
体  
を  
鍛  
え  
な  
あ  
か  
ん  
と  
い  
う  
こ  
と  
も  
あ  
る  
の  
で、  
い  
じ  
め  
を  
し  
っ  
か  
り  
と  
見  
定  
め  
る  
必  
要  
が  
あ  
る  
の  
で  
は  
な  
い  
か。  
社  
会  
に  
出  
る  
訓  
練  
を  
す  
る  
と  
い  
う  
学  
校  
は  
そ  
の  
過  
程  
に  
あ  
る。  
特  
に  
義  
務  
教  
育  
課  
程  
は  
非  
常  
に、  
大  
切  
な  
時  
期  
で  
す  
の  
で、  
そ  
の  
辺  
の  
こ  
と  
を  
情  
熱  
を  
も  
っ  
て  
や  
っ  
て  
い  
た  
だ  
き  
た  
い。  
こ  
れ  
も  
要  
望  
に  
し  
て  
お  
き  
ま  
す  
の  
で、  
以  
上  
で  
す。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩します

(午前11時41分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

河平課長。

○河平学校教育課長 それでは、学校教育  
課に係る内容についてご答弁申し上げ  
ます。

まず学力向上についてです。学力向上は

委員がご指摘のとおり、学校だけで行われるものではなく、やはり学校、家庭、地域で連携して行っていかなければならないものだと言われています。また、生活習慣の乱れ等がやはり学力向上にもかかわってきていると考えています。

これまでもいろいろデータの分析等もしているのですが、本市におきましては、データを見ても保護者の方が子どもに意識が向いていないのかな、もっと見ていただきたいなと感じているところです。

教育委員会としては、これまでもリーフレット等で家庭学習の大切さとか、子どもの夢に向き合ってもらいたいと、子どもと一緒に語り合ってもらいたいというリーフレットを作成してきました。また、教育フォーラムなどで学校の取り組みとか、今後大事にしていきたいこととかを学校の発表や講演会を通じてお示ししてきました。

今後の方針としては、やはり子どもたちや学校の頑張りをどんどん見てもらえるように、教育委員会としても企画して、もっと子どもたちにも興味を持ってもらって、保護者や地域が学校のほうを見てもらって三位一体というか、一緒になって学力向上を高めるような方法も考えていきたいと思っております。

続いて、体力向上にかかわる内容です。我々としてもこの体力向上につきましては、学力向上の内容と同じく大切であると捉えています。いわゆる知・徳・体、三つの力と言われるように大事であると捉えています。しかし、これまで振り返ってみると、学力の向上について強く学校にも指導してきたかと思うのですが、体力向上については、その部分が弱かったのではと考えております。

先ほどの答弁でお話しさせていただいたように、今回学校の組織的な取り組みの状況も把握したところ、やはりその部分でも弱さは感じられたと捉えております。当然体力向上については、体育の授業がありますので、授業力の向上、授業改善が必要になってきます。それに加えてやはり学校の組織的な取り組みについても、我々もしっかりと把握して指導してまいりたいと考えております。

続いて、生徒指導にかかわる内容です。学校のほうからしっかりと保護者に伝えていくべきではないかというご質問だったと思います。委員がおっしゃるように、保護者が夜遅く子どもを連れ回したりとか、子どもの判断がしっかりとつかないうちに、例えば茶髪にするとか、そういったものというのは、心とか、体力、学力にかかわっても影響があると捉えています。

保護者に一番近い存在が学校ではないのかと思っておりますので、学校に保護者啓発の必要性を、しっかりと理解してもらった上で、学校が保護者に対して啓発ができるように指導をしていきたいと考えております。

続いて、国旗・国歌にかかわる内容についてご答弁申し上げます。

委員がおっしゃったように、その歴史や背景なども教える必要があるのではないかとのことですが、全くそのとおりだと思っております。現在の我々として、学校がどの学年でいつ、どのぐらいの時間数をとって指導したのかという状況の把握はしてきたのですけれども、では、どういった内容を指導してきたのか、どういった方法で行っているのかということについては、具体的には把握できていなかったと捉えております。今後は、そのような部分につ



いても把握し、指導していきたいと考えております。

続いて、体験活動にかかわる内容です。答弁させていただきましたように、我々も体験活動を含めて全ての教育課程は、その取り組みをやっている過程が大事だと捉えています。これは先ほど国歌の内容でも、例えば学力向上の取り組みとかでも、なぜそれを行うのか、その目的やこれまでなぜそれを行うに至ったのかの経緯であるとか、そういった部分をしっかりと理解することが必要であると思っております。趣旨理解が大事だと捉えていますので、体験活動についても、ただ単発のイベントごとに終わることのないように、しっかりと目的を捉えてやれるように学校を指導をしていきたいと思います。

続いて修学旅行についてです。今お配りした資料をごらんください。

渡辺委員からご指摘を受けまして、これまで各学校を指導してまいりました。3年間継続している学校については5校あります。3年間で継続することはいいのかという議論もあるかと思いますが、例えば毎年業者を検討し、1年間だけ実施して、その次の年度、業者を変えるという学校もございます。

学年度ごとに少し多い業者があったりとか、そういうことはあるのですが、適切に行われてきているのではないかなと捉えています。しかし、委員からお話をいただいたように、教員はこういった部分についてはうといところがあると思っております。それをしっかりと状況を把握して学校を指導していくことが我々の役割だと思っております。保護者の意見をどのように集約しているのか、そのようなことも含め、しっかりと把握し、指導していきたいと捉

えています。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 山根参事。

○山根学校教育課参事 教員のスマートフォンの取り扱いについて、ご答弁を申し上げます。

委員がご指摘のとおり、スマートフォンはネットワークを介して世界につながっているものでございます。そこでスマートフォンで例えば子どもたちの写真を撮るということになると、どんな拍子で外に出るかわからないということもございます。ですので、学校の備品のカメラを子どもたちの活動の様子を写すときは使うように指導しているところでございます。

また個人的なSNSの発信につきましても公務員として、また教員として信頼を損なうようなことを発信しないようにということは、注意喚起をしているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 井上課長代理。

○井上学校教育課長代理 アニメ「めぐみ」の活用についてご答弁を申し上げます。

お配りさせていただきました資料にありますように、児童・生徒、授業での活用については、今年度、小学校で千里丘小学校、撰津小学校、鳥飼西小学校、中学校で第一中学校、第三中学校で視聴する予定となっております。ただ、2月末で休校に入ったということもありまして、現在視聴しているところは撰津小学校、第三中学校となっております。また授業時数ですが、各校とも1時間扱いということで実施したということになっております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 野本部参事。

○野本教育総務部参事 人材育成にかか

るご質問にご答弁申し上げます。

委員がおっしゃるように、当該校におきまして、不適切な学習プリントを作成し、使用するという事案がございました。校長、教頭、その他の学年の教員は把握はしておりませんでした。使用した学年の担任は、把握をしておりました。しかし、注意し、制止するような状況にはなっておりませんでした。ここに物申せない関係があったのではないかというご指摘につきましては、いずれにしましても大きな問題なのですけれども、物申せないというよりも、作成した当該教員が学年内において授業づくりで頼りにされていたということから、任せ切りにしていた点があったこと、また担任も気づいていながら、それが不適切であると、しっかりと自覚できなかったという点があったことが実際の状況でございました。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 早川部参事。

○早川教育総務部参事 子ども会の予算化について、ご答弁させていただきます。

子ども会の予算化については、摂津市子ども会育成連絡協議会とも協議しながら予算化に向けて取り組みをさせていただきます。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 私みずから教員と話し合う機会を持つべきというご指摘はそのとおりでありまして、先ほども何回かご答弁させていただいているとおりです。これも先ほど申し上げたように、もし来週、再来週時間がとれるようでしたら、残りの学校についても回っていきたいと思っています。やはり近隣他市、特に三島の近隣他市に比べまして、摂津市は、やはり予算規

模も小さいですし、教育委員会の規模も小そうございます。逆にそれを生かして、やっぱり私自身が学校を回る、あるいは先生と話をするなんて、恐らく近隣他市はやろうと思ってもできない話だと思っていますので、そういう小さい部分のよさを生かして、今後も指導していきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

学力向上に関しては、河平課長のほうからご答弁いただいたとおりで、ただ学校の先生が物事を教えるのがうまいとか、そういう問題じゃないと思います。やっぱり保護者を含めた周辺の整備、しっかりとその基礎がしっかりした上で学力向上というのは果たせると思うので、先ほどご答弁されたような感じでしっかりとその辺のことは連絡をとりあって、汗をかいていただきたいのですよ。人的な対応というのは、なかなか難しいかもしれんけれども、やっぱりそこは校長先生なり、それからそういう管理職の方々としっかりと話をしながら土壌づくりをしっかりとせんことにはええ作物がでんのと一緒に、その辺のことをやっぱり働きかけをしていただきたいと、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

それから教員の人材育成の問題ですけれども、それを把握しておったけれども、悪いとは思わなかった、これも大きな問題です。一般的に考えて、頭の上からお湯をかけるなんていうことを課題に出すとは、普通に考えてもこれは言語道断ということになるわけであって、それを教材として出して、それが担任で悪いと思わなかったというのは、学校全体、摂津市全体の教職

員の中でどんな意識づけ、どんな考えを持っているのかと、問いかけたくなりますよね、これは。どこの組織でも物事が起きたらそれをしっかりと精査して、そこであかんものはあかん、いいものはいい、そういう組織の中で、一つ一つ耳にしながらやっていくのは当然の話であって、それを担任が見逃して、それでそのことを任せ切りというのも怖い考え方です。こんなことを発想する人に皆任せておったわけですから。教育長、これこそあなたが陣頭指揮をとって、やっぱり意識改革していかなあかんことやと思います。当然そんなプリントが保護者のほうやら子どもたちの目に触れることが現実にあったわけやし。それをみんなが阻止できなかつたことを何遍も言うようやけれども、これは大きな問題。それに対してどうするか、また教育長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

それから拉致問題ですけれども、今は感染対策でアブノーマルな休みに入ってしまったから、なかなかそこから先に進められへんと思いますけれども、ただ「めぐみ」の内容は本当に心が痛いのですよ。それが例えば一つの国を差別するような考えにつながるとか、どうこう考えるのとは別に、やっぱりそういう思いが現実にあるということ。自分の子どもが誘拐されたり、消息がわからへんとなって、それが何年も何十年もたっているのに、全然帰ってこない。これは我々日本人として本当に人権侵害をされたということをやっぴり子どもたちにもこういう事実があるということをお教えてもらいたい。そのことを私、切にお願いするのですよ、これは。だから国も、このことに関しては非常に重要な思いということで、こういう形で「めぐみ」というアニメを出したりしていると思う。今後

どういう形で教えていくかということをおちょっとご答弁をできたらお願いしたいのですけれども。

それから体力づくりですけれども、これはスポーツをされているからわかると思うのですけれども、この重要性というのは認識されている。健全な体に健全な心が宿るということをお言われていましたよね。だからやっぱり体を鍛えて体力を増進するというのは、これは子どもたちの将来にもつながることやし、その自覚はしっかりと持っていると思うので、これはより推し進めていただきたい。目標意識をもって推し進めていただきたい。これは強く要望しておきます。

それから小学生の茶髪の問題、これはもう何回も言うようすけれども、私の家のことやからほっといてくれと言われたらそれまでですけれども、しかし、子どもたちはやっぱり学校、地域でみんなで育てるという意味から、そういう形で親に対して啓発、それからアドバイスを根気よくやっていたいただきたいと思います。やっぱりこれは子どもに与える影響が非常に大きいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これも要望しておきます。

体験学習の件ですけれども、結果豊作になるということにこしたことはないんやけど、こういう体験、過程を重視して、その過程の中でどれだけの人々が汗を流したとか、努力したとか、研究したとか、そういうことを子どもたちに伝えることも、これは非常に大切なことだと思いますので、その辺も強く要望しておきます。

子ども会の件、非常に露骨な言い方をしたけど、やっぱり予算をつけて、そのことが一番効力があるんちゃうかなと思いますので、そういう方向でやっていただける

ということやけど、それなりの予算をつけてあげてくださいね。小さ過ぎる予算では意味がないので、それなりの予算をつけてあげんことには意味ないですよ、わかりましたか。

国旗・国歌の件ですけれども非常にここは意味合いを教えるということは、ええことも悪いことも教えたならええと思うのですよ。そういう意味合いを教えて、この国に生きているという意識、何のために国旗・国歌があるか。また国際的に国旗・国歌がどういう扱いをされているかということも踏まえてこれもしっかり教えていただきたい。自然な形でそれが出ること、そういうようなことが一番僕は望ましいと思いますので、その点よろしく願います。

それから修学旅行、これやっぱりずっと続いている学校が5校あるということなのです。それに合わせて修学旅行を予定すると聞いています。保護者の同意とか、例えばそこでどれだけの議論をされたかという内容、それは把握されていますか。そこまで把握せなあかんやんか。そこで、宿泊所、その業者の設定ありきで修学旅行が選ばれていることは、これは本末転倒していますよね。でもどうも1回契約したら3年間オーケーやという風潮があるということを知っています、何回も言いましたけれども。そういうことがこういう形であらわれているんちゃうかなと思います。その点に関して、ちょっともう一回ご答弁をお願いしたいなと思います。

スマートフォンの件ですけれども、ちゃんと先生に対しての管理もしっかりやってもらわなあかんし、個人情報ということもあるし、それから先ほども言いましたように、一応使用の制限を、保護者の人にそ

の辺のことを訴えていくということも必要だと思います。子どもの使用に関しては、そういうことも踏まえて要望しておきます。これ全国的な問題になって保護者の認識が要るということで、PTAとか、そういう場でもやっぱり問題を投げかけて、そこで議論してもらいたいなと、これも要望しておきます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 井上課長代理。

○井上学校教育課長代理 それでは、拉致問題についてのご質問にご答弁いたします。

まず今後の取り組みということですが、まずは教員がしっかりと拉致問題の内容を理解するため、引き続きアニメの活用、その他研修等でも指導を進めていきたいと考えております。

また、子どもたちは、授業においては6年生の社会科、中学校の公民で拉致問題に係ることについては必ず学習しますが、それらとあわせて、人権問題として、より当事者の立場に立って考えていけるよう、アニメの活用も関連づけながら進めていくことも指導をしていきたいと考えます。

また、各校において人権教育の年間指導計画等を作成しますので、その中でも拉致問題がしっかりとした位置づけとなるよう、引き続き指導していきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 それでは、修学旅行の件についてご答弁申し上げます。

我々としましても、業者を一覧で見ただけでしたが、3年連続で業者を選定している学校が5校ありました。3年までは継続が可能であるとしておりますが、そこまでやっても構わないという認識では私

ども思っておりません。やはり1年、1年、保護者のお考え、感想等も含め、ご意見等を聞きながら選定をしていくことが大事だと思っております。

しかし、我々今回アンケート調査の内容は見せてもらってはいるのですが、例えば選定委員会でどのような議論が行われて、結果どうなったかということは、そこまでは把握ができておりませんでした。保護者の思いを聞き取ることについて、やはり大事だと思いますので、それについても学校でも把握をして、指導すべき部分があれば、しっかりと学校を指導していき、しっかりとした修学旅行の業者選定等をしていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 不適切な表現のある学習プリントの件でございますけれども、まずこの件、私どもが事案を認知したのが木曜日でございます。金曜日に府の教育委員会、ご存じのように処分権限は府教委になりますので、府のほうへ相談をさせていただきました。日曜日たまたま当該の学年の学年懇談会がありましたので、そこで校長並びに担当教員が出て、説明と謝罪を行っております。一定ご理解をいただいたと報告を受けております。府の教育長の相談の結果は、これは処分には値しないという結果でございます。ただ、そもそも何でこんなにつくったんかということで、私も教員とも話をしましたけれども、うんこドリルがはやるといふか、ありまして、例えば一例を挙げますと、田植えをしながらうんこをもらすおじいさんとか、こういうようなもので田植えの田という字を子どもが書くと、そういう漢字のドリルがありまして、400万部売れたというベストセラーになっているのです。こういうことで、

子どもたち、小学校の特に低学年は、物事よりもうんことか、何とかいうのにすごくおもしろがって、漢字の学習に興味を持つということが実際あるようでして、この当該教員は、そこに影響を受けて、子どもたちがおもしろいようにということをつくったということを申しております。ただ、私も委員がご指摘のように、寝ている友達の顔に熱湯をかける。これは絶対そんなノリの話ではなくて、これ自身が本来とめるべき立場である教員がこんなことを教材としてつくって配るといふことは言語道断だと私も思いました。直ちにプリントの回収をさせるとともに、府教委は処分なしということでしたけれども、私はその次の週の火曜日から金曜日まで当該教員を教育センターのほうに移して、現場から外して研修をさせるという対応をして、金曜日に私のほうから、直接、校長並びに当該教員に対して厳重注意、指導をさせていただきました。ご指摘のように、私も問題があると思うのは、やっぱり学校として、この事態を例えば小学校ですから、担任の先生が自分のクラスだけでやっていたら、なかなかほかの人の目に触れることも少ないのですけれども、このケースの場合は、担任外の先生がつくったプリントを担任の先生もやっているのを知った上でやっているわけですから、そこは本来でしたら、ご指摘のように自浄作用といふか、そこで働くべきなのですが、それが働かなかったということも問題だと思いますし、そこはやはり校長の責任の負うところが大きいと思ひまして、校長と当該教員に対して、厳しい厳重注意をしたところです。先ほど申し上げたように、この教員は、ミドルリーダーなのですね。年齢的には30歳を超えていまして、そういう意味では学校の中心

になっていただく存在の先生方です。そういう先生方がやはり常識というか、先ほどの答弁でも申し上げたように、やはり我々とは違う感覚を持っているというところに、やはりすごく私危機感を持っておりますので、今後そういうところも含めて指導していきたいと思っております。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 これを最後にしておきたいと思えます。

まず、修学旅行の件ですけれども、本当に一番問題なのが、業者とのつき合いが鈍くなるという形、なあなあの関係になることが一番私は問題になると思えます。だから緊張感を持って業者選定をやるというのは、これは当然の話で、こんな行政の中でそんなことは多分あり得へんことだと思います。だからそれだけやっぱり厳重に厳しくやっていくことが一番です。修学旅行というのは、平和教育をする、その平和に対しての尊さを教えるということより、まず業者が宿舎をとっているし、施設もとって、語り部も用意しているから、それでやりましょうということだったら、何の目的かわからないじゃないですか。教師の熱き想いが伝わってこないじゃないですか。そういうことから踏まえて、学校の先生は日ごろから仕事が大変だと思えますけれども、やっぱりそういう点は横着せんと、こういうような議論の中でこういう結果になりましたということを当然把握ができて、その報告を出させるということも必要だと思いますので、そういう面では緊張感を持った業者とのつき合いをするということで厳重にお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

それから拉致の問題ですけれども、これは本当にしっかりと教えていただきたい。

そして、拉致問題については、教育長、どういうふうに教えられているかということをやっぱり把握していただきたい。そのように強く要望しておきます。

それから最後に、教員の人材育成ですけれども、そういう点では、教育長のご答弁を聞いたら私の思いを共有していただいたと思うのです。だからそういう形で自浄能力がない組織というのは、必ずこれはだめになってきます。批判的になって、そのことがすごく大きくなってしまふ。不信感が生まれる。いろいろ悪い作用が生まれてしまうわけであって、そういう意味で自浄作用がしっかり働くような流れを、これも教育長が率先してつくってもらいたい。頭から湯をかけたらか、そんなとんでもない話でおもしろくして、興味を持たさなあかんという次元ではないということ。そういうことが常識を外れているということがわからんと、何人もの先生方が見逃したことが大きな問題で、これはしっかり自浄能力が働くように、これは修学旅行の件もそうやけど、全ての学校において、そういう能力が働くように、これは教育長、率先してお願いしたいと要望して、私の質問を終わります。

○嶋野浩一朗委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 私のほうから3点に絞って質問をさせていただきたいと思えます。本来であれば、新型コロナウイルスの問題についても触れたいのですが、毎日テレビを見ておまして、テレビを見るたびに不安が募るようなことばかりで、神戸市のほうでは、保育士、園長もそうですかね、感染されたという報道があって、やっぱり本市として大丈夫なんかなと思いが募るばかりでございます。私のほうからは一応代表質問をさせていただ

た中で、ちょっと代表質問は余り深く細かく聞いていくことはできないので、少しお伺いしたいと思います。

まずは、待機児童対策の保育士不足の問題についてです。保育士不足の話につきましては、昨日安藤委員のほうからも話があって、KENTOひまわり園については今年度4月から150人定員であるにもかかわらず120人しか受け入れられないということで話がありました。正雀ひかり園については、少しずつ定員をふやしてという話であるのですが、この保育士不足の話については、今後ますます深刻化するものやと思っています。今後せつつ幼稚園を令和4年度から認定こども園化に向けて進めていくという話がありました。民営化に向けて来年度、再来年度で進められていくと思われるのですが、民営化になることによって、さらに私は保育士不足に拍車をかけるのではないかと考えています。そういったところでちょっとまずお聞きしたいのは、せつつ幼稚園を認定こども園化するに当たって、どれぐらいの保育士が要するのかということについてはわからないのですが、現段階で所管課の考え方として、今こういった保育士不足が起きている状況、原因等も踏まえてどのように捉まえているか。せつつ幼稚園の認定こども園化後の話も含めて、まずどのように捉まえているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点については、これも代表質問で話をさせてもらっています教員の働き方改革の問題についてです。教員の働き方改革については、学校マネジメント事業の中でスクールサポーターを16人にするという話がありました。その部分については評価できるものやということで認識して

います。昨年度は、スクールサポーター3人でした。今年度については7人です。来年度から16人という形なのですが、代表質問でも答弁があったかと思うのですが、今、産休等の代替講師が埋められていない学校については、小学校で3校、中学校で1校という状況なのですが、今年度の状況として、その4校に対して、7人のスクールサポーターを配置できている状況であるのかどうかについて、まずちょっと1回目お聞きします。教育委員会の窓ガラスにも小・中学校の講師募集という形ですとずっと長いこと張られておりますけれども、その講師不足を解消するために努力はされていると思うのですが、他市との講師の取り合いのようなどころというのがあるのかなということがちょっと気になるので、その辺についてお聞かせいただきたいと思っています。

あと、もう1点は要望だけにしておこうと思っておるのですが、千里丘小学校の基礎調査の話が昨日からあったと思うのですが、この問題についても代表質問をさせてもらって、千里丘駅西地区再開発にかかる人数の把握について今後どうするかということで、建築関係のことで調査が入っていったということなのですが、摂津小学校のときのタワーマンションの状況等から見ても数を試算していきたいという話であったと思います。やっぱり懸念するのは現状、三百何人に対して令和7年度には五百何十人になるという話があったと思うのですが、その部分については、今の数で千里丘小学校内におさまると聞いているのですが、今月から入居が始まった健都のマンションであるとか、先ほどの千里丘駅西地区

再開発の分の人数というところは、読むのがすごく難しいことと思うのです。そういう形で試算していったら、今の千里丘小学校のキャパの中でおさまらないということになれば、新築するなり、増築するなりということを考えられると思うのですけれども、その中で千里丘駅西地区再開発で入るマンションが280戸を予定しているということをござっくり聞いたところで、そこから千里丘小学校に入る人数をどうやって読むのか。市として絶対避けられないことについては、これぐらいの数やと予想したけれども思ったよりもたくさん小学校に入ってきて、小学校に児童が入れないということです。最悪の事態が起きないような形で進めていかないといけないと思うので、そこはしっかりと調整しながら考えていただきたいと思うのと、あと学童保育の問題もそうなのです。今、千里丘小学校はプレハブがあって、そこで学童保育を行っておられると思うのですけれども、これも今言ったように学童保育は、さらに千里丘小学校に入る児童の把握がしづらい上に、今のところは1年生、2年生、3年生で、どれだけの人が学童を希望されるかどうか分からないという現状を踏まえて、今の学童保育室のキャパでそれ以上の需要があったということになれば、やっぱりその分の受け入れ体制ということを考えていかないといけないと思っていますので、この学童保育室の問題についてもしっかりと教育政策課と子育て支援課のほうと連携し合って、オーバーして入れないというふうなことがないようにしっかりと考えていただきたいと思って、この件については要望しておきます。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

保育士不足に関することでございます。保育士不足につきましては、全国的な問題ということでございまして、これは公立・民間園ともに保育士の確保に苦勞しているという状況でございます。民間園につきましても、それぞれ工夫をしながら採用活動に努めていただいています。しかしながら、例えば保育士の人材派遣会社に依頼したとしても、派遣する保育士がいないという状況もあるというところでございます。そのような中で自治体間では、それぞれ独自で確保支援に努めているというところでございますけれども、本来的には、自治体間で競争するのではなくて、保育士になりたい、保育士として働きたい、保育士の仕事に復帰したい、こういった保育士が働きやすい、働く環境を整えるということが必要かと思えます。そのためには、国が保育士の人件費とか、施設の運営費に対する公定価格を定めておるのでございますけれども、やっぱり国としても取り組んでいただかないといけないと考えております。しかしながら、この状況、何もしないというわけにはまいりませんことから、今後も市としても保育士の確保支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 山根参事。

○山根学校教育課参事 働き方改革に関するご質問にご答弁申し上げます。

講師の未配置校とスクールサポーターの配置校との関係でございますが、現時点で小・中学校を含めて4校講師の未配置となってしまうところでございます。そのうちの2校につきましては、2月に入ってから欠員となっております。残り



の2校については、それぞれ12月から、1月から未配置の状況が続いてしまっており、そのうちの1校につきましては、スクールサポーターを4月から配置している学校でございます。残りの1校につきましては、年度途中からスクールサポーターの配置をできるようにしたところではございますが、そこに入らせていただく人材が見つからなかったということで、結果的には配置ができなかったというところでございます。

また、代替講師の他市との競合という点についてでございますが、もちろん他市におかれましても講師を探すと言うところで苦勞しておられるというところも聞いております。やはり講師の方に声をかけるタイミングによっては、先に他市でご縁があったということはあるかと思っております。ただ、取り合いというところにつきましては、やはり講師の方についても、通いやすさというところを理由にして別のところを選ぶというところはございますが、それ以外の理由で摂津市は遠慮しますというお声は特には聞いていないというところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 まず保育士不足の話なのですが、国の方で率先的に動いてもらえれば、それでいいと思えますけれども、今の状況を踏まえて、それを当てにしていけない現実ということがあると思います。令和2年度の予算を見せてもらった中では、保育士確保支援補助金が前年並みであるということですね。即座に予算をつけて、今すぐにはということはないというわけではないのですが、今後こういう状況が続いてくると、やっぱり自治体

間での保育士確保の競争というのが激しくなってくるのではないかと思いますよ。そういったところを考えると、保育士の取り合いみたいな争いみたいなものは望んではないですけれども、近隣各市で、保育士確保のための支援補助金とかを出されている市もあると思うのですけれども、その中身について教えていただきたいのと、その成果として保育士がもし埋められている状態になっているかということもわかるようであれば、2回目教えていただきたいなと思っております。

働き方改革の分については、現状についてはわかったのですけれども、とりあえず令和2年度からの分については、摂津小学校の2名も含めて16名配置されるということであって、基本的な事務処理とかも含めてフォローはしていただけるということです。やっぱり産休等で休まれる教員の分のフォローというのは、スクールサポーターは講師としての役目を果たせないということがありますので、何らかの形で努力して講師を雇ってもらえるようにしてもらいたいと思うのですけれども、もう一つお聞きしたいのは、代替講師が入った場合は、休まれる教員の仕事をほとんどされるということですので、スクールサポーターは事務的なフォローしかできないので、やっぱり代替講師を派遣されたところと、派遣されていないところでは、派遣されていないところのフォローのほうが負担が大きいと思うので、講師を派遣されたところと、スクールサポーターで補助する場合とどういったところにちょっと差があるのかというところを教えてくださいたいと思います。

2回目以上です。

○嶋野浩一朗委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、お答えいたします。

保育士確保支援の近隣市の取り組みというところがございます。まず、箕面市なのですけれども、新たに民間保育施設で常勤保育士として採用された方に対して、生活支援補助金として月2万円支給すると、それを3年間支給するという事業を行っておられます。

また、保育士養成課程で学んでおられる学生に対して、将来箕面市で5年間保育士として働くという意思のある学生に対して、学生補助金として、これも月2万円在学中に支給するという事業も行っておられます。半面、箕面市では保育士の宿舎借上げ支援事業は行っておられないというところがございます。池田市、豊中市については本市と同じく就職支援の補助金、それから宿舎借上げ支援事業を行われているというところでは、吹田市、茨木市、高槻市につきましては、宿舎借上げ支援事業のみを実施されているというところでは、ほかの補助金を支給するという事業は行われていないと聞いております。どちらかというと、三島地域よりも豊能地域のほうが積極的に取り組んでいるのかなと捉えております。これらの取り組みによって、どれだけ保育士の確保につながったのかというところは、まだその確認はできていないのですけれども、本市としましても、他市の状況も見ながら確保支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 山根参事。

○山根学校教育課参事 代替講師及びスクールサポーターの配置の基準についてのご質問だったかと思えます。ご答弁申し上げます。

まず、代替講師の配置につきましては、講師の方が見つかった段階で通勤可能な範囲の中で長期間教員が未配置の状況になっているであるとか、複数未配置になっているであるとか、そういった基準で配置を考えております。スクールサポーターにつきましては、今年度当初、データといいますが、効果検証をするために学級数が多い学校、少ない学校であるとか、過去の時間外勤務時間が多い学校であるとか、そういった基準で配置を決めているところがございます。

○嶋野浩一朗委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 3回目は、要望としておきます。

今後については、民営化にすることによって、保育士不足ということは出てくると思いますし、学童保育も含めて、あらゆる形で民営化が進んで、どんどんそういう法人にとって、人を探さないといけないという状況が、さらに出てくることになると思うのです。そういう中で、今、近隣他市の状況などについてもお聞きしましたけれども、他市の保育担当課のほうに、なかなか直接聞きづらい点とかもあろうかと思うのですけれども、他市の保育士の確保支援策の成果ををしっかりと把握した上で、今以上の財政的負担という現状が出てくることもありますので、他市の動向ということはきっちり押さえておいてほしいと思います。せつつ幼稚園のこども園化についても、やっぱりいろいろ状況等を鑑みながら進めていただきたいなということで要望しておきます。

職員の負担の分なのですけれども、先ほども言っていますように3人が7人、7人が16人になることについては前進だと思っているのですけれども、やっぱりスク

ールサポーターが産休等に入られる方と同じような勤務内容は難しい現状ということもありますので、代替講師で埋められているのと、埋められていないのとでは、やっぱり周りの人への負担ということがありますので、そういったことで学校間に差がつくことのないような形でフォローしていただいて、今ある働き方改革を進めていただきたいと思いますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時47分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

議案第2号及び議案第10号の審査を行います。

本2件について、補足説明を求めます。

山口上下水道部長。

○山口上下水道部長 議案第2号、令和2年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

予算書34ページ、令和2年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書をご参照願ひます。

まず、収益的収入でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は、前年度に比べ2,592万2,000円の増額でございます。これは、消費税増税によるものでございます。

目2受託工事収益は、前年度に比べ4,452万7,000円の増額でございます。これは、公共下水道工事に伴う、給配水管移設工事費の増加によるものでございま

す。

目3受託事業収益は、前年度に比べ733万7,000円の増額でございます。これは、下水道使用料徴収受託料の増加によるものでございます。

目4他会計負担金は、前年度に比べ21万9,000円の減額でございます。これは、消火栓管理負担金の減少によるものでございます。

目5その他営業収益は、前年度に比べ59万6,000円の減額でございます。これは、主に工事検査手数料の減少によるものでございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は、前年度に比べ79万5,000円の減額でございます。

目2土地物件収益は、前年度に比べ110万円の増額でございます。

目3納付金は、前年度に比べ4,134万8,000円の増額でございます。これは、新設戸数の減少によるものでございます。

36ページ、目4他会計負担金は、前年度に比べ65万8,000円の減額でございます。これは、主に中央送水所施設使用負担金の減少によるものでございます。

目5長期前受金戻入は、前年度に比べ8万8,000円の減額でございます。これは、補助金等の長期前受金について、減価償却費見合いを収益化しているものでございます。

目6消費税還付金は、前年度に比べ改増3,370万1,000円でございます。

目7雑収益は、前年度に比べ9,000円の減額でございます。

次に、支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水・浄水及び送水費は、前年度に比べ1,458万6,000円の増

額でございます。これは、主に大阪広域水道企業団からの受水費の増加でございます。

40ページ、目2配水・給水費は、前年度に比べ4,344万円の減額でございます。これは、主に人件費の減少によるものでございます。

42ページ、目3受託工事費は、前年度に比べ4,511万9,000円の増額でございます。これは、主に公共下水道工事に伴う給配水管移設工事費の増加によるものでございます。

44ページ、目4業務費は、前年度に比べ802万6,000円の減額でございます。これは、主に人件費の減少によるものでございます。

46ページ、目5総係費は、前年度に比べ279万4,000円の増額でございます。これは、委託料の増加によるものでございます。

50ページ、目6減価償却費は、前年度に比べ882万6,000円の減額でございます。

目7資産減耗費は、前年度に比べ652万2,000円の増額でございます。これは、固定資産の除却費の増加によるものでございます。

52ページ、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ932万円の減額でございます。これは、企業債の利息の減少によるものでございます。

目2雑支出は、前年度と同額の200万円でございます。

項3、目1、予備費は、前年度と同額の1,000万円でございます。

続きまして、54ページ、資本的収入でございますが、款1資本的収入、項1、目

1企業債は、前年度に比べ2億8,010万円の増額でございます。これは、施設改修事業債の増加によるものでございます。

項2、目1交付金は、前年度に比べ改増の436万5,000円でございます。

次に、支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は、前年度に比べ4億9,889万9,000円の増額でございます。これは、主に施設改修工事費の増加によるものでございます。

56ページ、目2固定資産取得費は、前年度に比べ270万円の減額でございます。これは、主に防災対策用備品購入費の減少によるものでございます。

目3配水管整備事業費は、前年度に比べ1,582万6,000円の増額でございます。これは、主に人件費の増加によるものでございます。

項2、目1企業債償還金は、前年度に比べ3,103万3,000円の増額でございます。これは企業債元金償還金の増加によるものでございます。

項3、目1予備費は、前年度と同額の500万円でございます。

以上、令和2年度摂津市水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

補正予算書7ページ、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目2受託工事収益は、895万5,000円の減額で、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事費の減少によるものでございます。

項2 営業外収益、目1 受取利息及び配当金は、73万円の減額で、これは預金利息の減少によるものでございます。

次に、収益的支出でございますが、款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水・浄水及び送水費は、44万円の減額で、これは、電気保安点検業務委託料など借料の減少によるものでございます。

目2 配水・給水費は、471万6,000円の減額で、これは修繕業務委託料など借料の減少によるものでございます。

目3 受託工事費は、820万9,000円の減額で、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事費の減少によるものでございます。

目4 業務費は、21万3,000円で、これは料金表全戸配布委託料の減少によるものでございます。

目5 総係費は、186万円の減額で、これは、一般職非常勤職員等賃金の減少によるものでございます。

目6 減価償却費は、607万8,000円の減額で、これは、有形固定資産減価償却費の減少によるものでございます。

8ページ、項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は、665万9,000円の減額で、これは企業債利息の減少によるものでございます。

目2 消費税は、2,211万6,000円の増額で、これは消費税及び企業消費税の増加によるものでございます。

次に、資本的収入でございますが、款1 資本的収入、項1、目1 企業債は、2億230万円の減額で、これは施設改修事業債及び配水管整備事業債の減少によるものでございます。

次に、支出の款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設改修費は、1億5,78

4万5,000円の減額で、これは、委託料及び施設改修工事費の減少によるものでございます。

目2 固定資産取得費は、145万8,000円の減額で、防災対策用備品購入費及び浄水器購入費の減少によるものでございます。

目3 配水管整備事業費は、9,760万円の減額で、これは配水管布設工事等の減少によるものでございます。

項2、目1 企業債償還金は、239万7,000円の減額で、これは企業債元金償還金の減少によるものでございます。

以上、令和元年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 それでは、質問のほうをさせていただきます。

令和2年度水道会計予算書のほうから12ページ、流動資産、現金預金のほうですが、令和元年度より減っておりますが、理由としては減価償却によるものなのか、説明のほうをお願いします。

続きまして、その下の貸倒引当金ですが、昨年と比べ約半額近くの金額になっております。その理由についてお教えてください。

続きまして、20ページ、パートタイム会計年度職員の増加という形の見方になるのかなと思っておりますが、その内容について教えてください。

続きまして、26ページ、職員の平均年齢のお話です。平均年齢の高さは事務・技術職に関しては1歳だけ減っておりますが、技能労務職に関してはまた1歳ふえて

いる状況ですね。だから職員の方が入れかわらなかつたという内容だと思います。このままいけば、誰も入れかわらなければ10年ほどで平均が60歳になるわけですが、例えば10年たてば、どれぐらいの職員の方、人数が入れかわるのか教えていただければなと思います。

続きまして、34ページ、給水収益が上がっております。内容としては、どういったものなのか。また水道の基本料金自体は昨年より下がっております。それにあわせて内容のほう説明をお願いします。

続きまして、34ページ一番下の納付金、こちらも4,134万8,000円の減額です。その内容についてお教えください。

続きまして、44ページ、業務費、通信運搬費におけます料金収納についてです。昨年からもずっと聞いておりますが、料金収納の形態をふやす予定はないのかと昨年お聞きしたときに、LINE Payなどの他市がやられている状況など見て検討していくとご返答いただきましたが、その後の展開のほうはどうなっているのか、お聞きします。まず、1回目は、とりあえずそこについてお聞きします。

続きまして、48ページ、これ債務負担行為にも出ております映像制作委託業務についてです。内容について、1回目は、こちらをお聞きします。

続きまして、下水道の分になるのですが、近年大阪広域水道企業団との統合が他市でも行われてきているところでもあります。そこらの現状の認識をちょっと一度お話しただければなと思います。

続きまして、補正予算のほうで、営業外収益、預金利息が73万円減っております。この内容について教えていただきたいです。7ページの水道事業収益の受取利息及

び配当金の預金利息について、内容について教えてください。

続きまして、支出のほうに入ります。

6番、減価償却費です。有形固定資産減価償却費に関して、減額になった内容について教えていただきたいです。

4ページ、こちらも先ほどの一般会計の分と重なるところですが、貸倒引当金が予算額より減っております。内容としてはよくなっているのですが、その内容についても教えてください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 答弁をお願いします。

樫本課長。

○樫本水道施設課長 では、三好委員の質問で、令和2年度の予算の納付金の減額の理由についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、水道のメーターの新規戸数によって納付金が発生するのですけれども、ここ3年ほどは健都で大規模マンションが開発されているため、その3年間についてはかなり額が大きかったですけれども、その分がなくなったので、4,000万円ほど減になっております。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員のご質問にお答えします。

何点かございました。初めにお話がありました現金でございますが、新年度予算を組ませていただく中で、現金のほうが幾らか減っているかというところでございますが、令和2年度のキャッシュ・フロー計算書の中でいうと、今、残額は32億7,063万円というところがございます。令和元年度は、33億6,415万円、9,350万円ほど減少しているところがございますが、ここの分につきましては、最

初のページに書いている、資本収支の不足額も補填をしながら減価償却費自身が幾らが減っているというのも一つございます。その中でいいますと33億円の中に賞与引当金とか、退職給付引当金等がございます。その中に令和2年度末での減価償却費23億5,990万9,901円というところで、減価償却費を積み上げた分よりも支出した分が幾らが大きくなったことで現金のほうが減っているところでございます。

それと2番目にいただきました、貸倒引当金でございます。貸倒引当金につきましては、最近でございますが、今までの不納欠損分の算出を料金課のほうでさせていただいているのですが、制度改正というのは何回かございましたが貸倒引当金の5年分を計上しなければならないというところでございます。その中で引当金が必要な分というのは、企業として不能欠損が一気にきた場合に、企業としての成り立ちの問題もございますので、毎年積み上げていくという、毎年の料金の不納分を大体算定しまして、その分を積み上げると。5年後に5年間で回収をしながら幾らか減りながら、最終的には不納欠損で落とすようなシステムになっているかと思うのですが、令和2年度の期首でございますが、貸倒引当金、逆に言うと令和元年度の期末でございますが、一応予定としては1,341万9,000円を予定しているところでございます。その中で、令和2年度に不納欠損で、ですから5年前の平成27年度に積み上げた不納欠損分約466万円を不納欠損させていただくのですが、それを差し引きしましても、令和2年度の期末の時点で875万円の貸倒引当金が残るというところでございますが、前年度分、今まで5

年間の分で幾らか額が多いというか、その辺の貸倒引当金額が留保しているものが多いところで、残り875万円をこのまま置きながら、ことしこのまま積み上げることによってふえるのですけれども、それで今の不納欠損分でそこまで欠損で落とす、途中で料金をいただきながら補填をしていく中でそこまで減っていかないという形で、この令和2年度につきましては、昨年度同様に貸倒引当金を積み上げをせずに留保したというところで減少傾向にあるかと思えます。仮に令和2年度貸倒引当金を積み上げたとしましたら、過去のケースでいいましたら約202万円の積み上げは必要だったのかなと。その辺は積み上げなくてもいけるというところでございます。

それと3番目の会計年度任用職員のところでございますが、会計年度任用職員につきましては、平成29年5月に公布されました地方公務員法の改正に基づきまして、会計任用職員制度が導入されたというところで、ここの初めの16、17ページの部分につきましては、この様式というか、会計年度任用職員を何名であるということを示す。これは全国的にといいますか、総務省のほうからこういう様式でという形を提示されながらその様式に合わせながら、20ページ、21ページですか、その辺が会計年度任用職員、その2ページ前が全体といった形で、会計年度任用職員の人数と給料明細を改めて様式を変更したところでございます。

それと職員のほうを見ていただいたら、年齢のほうでございます。現在、令和2年度、予算書26、27ページに記載しておるところでございますが、平成31年2月現在で事務技術職員の平均年齢50.08

歳、技能職員52.01歳、含めて平均年齢を50歳を超えている状況でございます。現在のところでいいますと、ある程度この4月、10月という人事異動の中で、新規採用職員、人事課の配慮をいただきながら、配置していただいた中で幾分かは若くなっているのかなというところがございます。ただ、先ほど三好委員のお話があったところがございますが、この状況が特に事務職員のほうはある程度異動しながら人員は変わっているので、技術職員は水道事業の中である程度の年数を経験しながら経験値に頼るわけではないのですが、やっぱり何年かの技術的なものを備えながらという形でございますので、ある程度長い年数いる職員が多いというところがございます。10年後、どういう形になるかと、10年後というか、ここ近年で申しましたらあと5年後ぐらいに約半数ぐらいの職員が60歳の定年を迎えます。再任用制度を活用しながら全員が65歳まで勤める前提でも、10年後には約半分ぐらいの職員が入れかわるというところですよ。

次が大阪広域水道企業団の関係でございます。大阪広域水道企業団のほうでございますが、一部事務組合という形で、水道用水供給事業から現在でいうと構成団体を含めた水道末端給水の経営もされているというところがございます。現状でございますが、現状としましては、府下の状況では、四條畷市とか、太子町、千早赤阪村が平成29年度に統合されました。その後、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町の7団体も令和元年度、能勢町につきましては令和6年度に統合の予定をされているというところがございます。この間、統合団体等々の会合も幾らかありました。私どもも参加しながら統合の

内容を聞いておりましたが、その後、藤井寺市とか、狭山市、熊取町、河南町、4団体も令和3年度に統合に向けて今協議をされていると。その結果、大阪府下42団体中14団体、約33%の団体が統合に向けて組織変更をされているのが大阪広域水道企業団が今の動向であるかと思えます。

映像制作の委託料でございます。この分につきましては、債務負担行為をいただきながら、中央送水所、事務室の横のタンクのほうをこの令和2年度、令和3年度で建て替えをさせていただくというところがございます。それでその部分につきましては、今後の水道事業の広報映像といいますが、解体から建てるまで、水道のほうは小学校でいいましたら4年生の教育の場にも見学会にも幾らか来ていただきながら、なかなか目を見て、映像で見ても勉強してもらえないものがあります。市民に対してもそういう形で映像をとりながら水道事業の広報映像、広報活動を進めていきたいと考えているところがございます。

あとは、10番目にいただきました補正予算のほうでございますが、こちらのほうは受取利息及び配当金の項目であったかと思えますが、貯金利息につきましては、定期預金といいますが、現金の部分で、減価償却費をすぐに使わない分は1年以内の定期貯金をさせていただいているのですが、令和元年11月で、約24億1,000万円の予算を組ませていただいているのですが、その部分につきましても、一般会計の会計室との調整をしながらペイオフの関係もございますので、1,000万円までしか担保がないという状況の中で、定期預金の次の銀行の借入れと定期預金を相殺をしながらやっているの



すが、なかなか利率も以前は0.3%とか、そういうところが多かったと思うのですけれども、現在、1年以内に更新をさせていただいているのですけれども、0.001%とか、よくても0.01%とかいう利率、思った以上にこの1年で低迷してきたのかというところで、減額補正をお願いさせていただきたいというところがございます。

それと減価償却費でございますが、減価償却費、令和元年度の予算ですので、前年度に資材を買ったとか、管路を入れ替えたとかいう内容であるかと思うのですが、基幹管路とか、遠方監視装置、組み立てタンクとか量水器、いろいろ買わせていただいたところがございます。ここの部分で減価償却費、基幹管路がある程度の請負率とか、そういうほうもございまして、減少になったと。当初は全額で減価償却費を積み上げさせていただいているけれども、この中でも減額補正の部分を反映しながら減価償却費、基幹管路でございましたら構築費で320万円とか、電気計装でしたら287万円とか、そういうような形で当初思っていた以上に請負の中で落ちた部分と延長、設計の内容の部分で落ちた部分について減価償却費の減少が発生しているところがございます。

それと貸倒引当金でございますが、補正予算書のほうの貸倒引当金も幾らか減っているという話。先ほどお話ししたとおり、貸倒引当金、この年度である程度5年前に積み上げた分と今回の貸倒引当金、5年前の不足の段階である程度の率を掛けながら、貸倒の率を出しながら出しているのですけれども、その分の引き落とし分が幾らか減っているというところがございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、料金課に係りますご質問のご答弁をさせていただきます。

まず、34ページ、給水収益につきまして、上がっている内容につきましてでございますが、まず平成31年度当初予算と令和2年度予算におきまして、給水収益につきましては、2,592万2,000円の増額となっております。こちらにつきましては、このうち、1,851万8,000円につきましては、消費税増税分の影響額となっております。その差し引きいたしました740万4,000円につきましては、給水収益の純増額となっております。こちらにつきましては、主に千里丘新町等の住戸における水道の利用が増加するものを見込んでの増額となっております。

続きまして、その基本料金部分が下がっているということについてのご質問でございます。こちらにつきましては、まず基本料金につきましては、検針する水道メーター一つに対して基本料金がかかっております。来年度につきましては、総額としては上がる予定をしておりますが、個別のメーターは減少して、共同住宅のような全体で一つのメーターであるというものが増加すると予想しておりますので、基本料金につきましては微減で、従量料金につきましては、増加ということで、最終的に増額ということを想定しております。

続きまして、44ページ、料金収納に係りまして、LINE Pay等の収納方法の増加につきましてご答弁させていただきます。

まず現在の近隣市における水道料金の支払いの主なものでございますが、まずク

レジット収納でございますが、こちら、ヤフーの公金支払いというシステムを使用しておられますのが池田市、箕面市、また大阪市につきましては、独自でクレジット収納を実現されております。また、大阪市におきましては、LINE Pay請求書払いも実施されておられます。北摂におきましては、島本町がLINE Payを導入していると聞いております。また、吹田市及び茨木市におきましては、来年度LINE Pay及びPay Payの公金支払いを導入することを具体的に検討されていると聞いております。こちらにつきましては、前回ご答弁させていただきましたように収納代行業者のサービスに依存するところが大きいので、現在本市が契約しております収納代行業者ではLINE Pay、Pay Pay等のメニューは存在しておらないと聞いております。収納代行業者につきましては、そのシステムとの関連が大きいことから導入するに当たっては、収納代行業者の変更ということになりますと影響範囲が多いということで、市全体に影響する話でもございますので、こちらにつきましては、今後も継続して導入できる方法がないかどうか、模索しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 2回目の質問をさせていただきます。

まず現金預金について、減価償却等によるものだというので理解いたしました。こちらに対しては結構です。

貸倒引当金に関しても一定理解をいたしましたので、結構です。

続きまして、パートタイム会計年度の職員の増加について、法改正されて記載をさ

れたということで、こちらも理解いたしましたので大丈夫です。

続きまして、26ページの職員の平均年齢のお話ですが、定年退職される方を考えると5年で半分になると。もし再任用で残っていただいたとしても、10年で半分になってしまうという話でした。正直再任用で残る残らないはその人個人の自由というか、いろんな事情等で変わってくる話なので、見込める可能性はあるのかもしれないですけれども100%ではないと思います。でしたらそうなってくるとあと5年で半分になるというお話だと思うのですが、こちらのほうを考えないといけないと思います。技術的な継承が必要だと思いますけれども、果たして5年間で完全継承というのは可能なのか、その辺お伺いします。

続きまして、給水収益が上がった理由については、消費税等ということで理解いたしました。基本料金は下がっているのは個別のメーターが減っているというお話でしたが、それに対して、従量料金に関しては値段が上がる予定を立てられていると思います。その理由について、次お聞かせ願います。

納付金に関しては、健都での新設の分がなくなったからということで一定理解いたしました。

業務収納に関して、収納代行の業者を変えないと、こういったクレジットであるとか、電子マネーであるとかを使うことができないとおっしゃられました。ただ一方で近隣他市では、箕面市、池田市、大阪市のクレジットも使えると。来年に関しては、吹田市、茨木市が、LINE Pay、Pay Payを使えるようにされるとおっしゃられましたが、この市は全て収納代行業者は変えていないという認識でよろし

いのですか。他市は変えずにいったという認識でいいのか、ちょっとその辺の確認をお願いします。

続きまして、48ページの映像制作委託業務に関してです。タンクを入れかえるということで、それに伴い水がどうやって入るとか、小学生とか学生に向けた映像の参考資料みたいなものをつくれるということで理解いたしました。大きなタンクが2個あると思うのですけれども、それをかえられるということで、どうせでしたら結構な大きさですので、タンクを新しくつくる際にペンキで色塗りしたりとか、道路からも見えますし、何かの絵を描いてみたりであるとか、そういったちょっと観光名所というか、スポットみたいなこともちょっと考えられるんじゃないかなと。なかなか市民の方も水道部へ用事がない限り入ってくる機会がないと思うので、そういう壁みたいなのをとる意味もあると思いますし、市のアピール、シティプロモーションの観点からもいいでしょうし、どういう形でも使いようはあると思うので、ちょっと一度そういうところを検討してもらえればなと思います。

大阪広域水道企業団の統合についてです。現在42あります中の14団体、約33%が統合を検討、もしくは統合されるというお話ですが、摂津市は現状入っていないわけで統合はされていないわけです。もし入るとすれば、メリット、そしてデメリット、どういったものがあるのか、一度教えていただければなと思います。

続きまして、補正予算のほうで営業外収益に関してです。これ銀行の利率が定期預金を組み直したら変わったということで理解いたしました。結構な金額を納めていますので、730万円も下がるのかという、

結構な大きい金額だなとは思いますが、銀行にかかわることなので仕方がないかなと思います。

続きまして、減価償却費に関してです。実際入札したら、入札した金額が低かったから、この減価償却費、構造物自体の価値も下がったので減価償却費が下がったという認識でいいのか、そこだけちょっと答弁願います。

2回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、三好委員の2回目のご質問に対してご答弁させていただきます。

まず基本料金が下がっており、従量料金が上がるという仕組みについてでございますが、例えば100の住戸があったというときに全てにメーターがついていて市のほうが検針するという仕掛けの場合は、各メーターに対して基本料金と従量料金がかかります。集合住宅につきましては、親メーター一つに対して基本料金と従量料金がかかります。当然基本料金同額ではなくて集合住宅のほうが基本料金は高くなるのですけれども、それよりも使用料のほうが100戸分乗ってきますので、その分使用料が上がるということで、トータルでいいですとほぼバランスがとれている状態ではありますが、基本料金と従量料金の配分が変わってくるとご理解いただけたらいいかと思います。

続きまして、収納代行業者につきましてですが、先ほど例を挙げさせていただきました吹田市、茨木市、また島本町につきましては、同一の収納代行業者でありまして、そちらのほうはP a y P a y 及びL I N E P a y のサービス内容を用意されており、そのサービスを利用して手続をす

ると聞いております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

4番目のご質問でございました水道事業の技術継承の問題でございますが、水道事業のほう、先日の経営戦略でも話をさせていただきましたが、管路の耐用年数が超過したのが41%と、これから施設更新をどんどんしていけないといけないというところでございます。この前段で申しました、この時代の前に団塊の世代という世代がございまして、その辺の年代の方がある程度の再任用もやられてこられて、その間職員を入れかえながら、最近でもいろいろまた新しい職員を入れながらやっているところでございますが、技術継承は、困難な局面であるということとは否めないところでございます。その中でできるだけ民間企業に委託拡大を進めながら適正配置、そしてまた上下水道という形で、下水道事業のほうにも技術職員が存在しております。その辺でこれから上水の仕事、下水の仕事、両方ができる職員の技術職の育成というのを進めながら、ある程度一般部局とも技術系職員のローテーションを組みながら職員を育成するとともに、職場に先輩とか、上司とかいう形で、特に現場でございますので現場ではある程度理論上ではわからないところ、発注工事とか、修繕現場とかいうのは、先輩が同行して現場で教えるという形をとりながらローテーションを組んでおります。ただ、三好委員がおっしゃっております10年後、5年後の段階では、今教育している職員が今度教育者になりますので、それも含めながら順番に継承し

て進めてまいりたいという考えを持っているところでございます。

それと10番目の大阪広域水道企業団のほうでございますが、大阪広域水道企業団のほうでメリット、デメリットという形でございますが、今の他市町村の傾向から申しますと、南部の堺市を中心とした南部の市町村が統合されていっているというのは、横つなぎでつながられているというところでございます。企業団補助金等々の優遇措置もございますが、横の市町村との連携ですので、例えば浄水場とか管路にしましても二つの市町村で共有する部分もでございます。水道施設、タンクもそうですが、いろんな施設の中でこの前の電気計装設備にいたしましても、統合して二つの市で一つという方法もございます。その辺で横につながる市町村の中ではスケールメリットは効率的に出てくるのかなと。この北部地区というか、北大阪地域いろいろと会議を進めながら皆さんどうされるのかなというところでいいますと、豊能町、能勢町が統合に向けて進められておりますが、お互いに2市以上、3市以上というところは統合を進められればすごく効率的なのですが、今のところそういうような動きはないというところでございます。メリット的にはスケールメリットを求めていく部分と現在、技術者が不足しているような状態、採用試験でもなかなかと、受験される方がおられないところで技術者はお互い共有できるというところでは効率的でございます。当然大阪広域水道企業団自身も大きな組織でございますので、その組織の活用というのではメリットがあるのかなと、メリットとしては当然ある。摂津市としてその部分が物理的に可能かという他市との関係の中では難しい状況

でございます。デメリットにつきましては、これまでの市内業者等々でスムーズな発注工事も修繕工事も市民により近い状態の中で修繕させていただく中でございます。ただ、大阪広域水道企業団に参入するときには、ある程度大阪広域水道企業団の方法というのがございますので、そこに沿った形、料金の関係につきましても、大阪広域水道企業団議会のほうで統合に入るときには、ある程度、水道料金を何%か引き上げるという前提の中で統合協議に入っていく形の中ではコントロールするのが難しいのかなと。大阪広域水道企業団に入った後にどういうふうにしていくかというのは例えば摂津市が大阪広域水道企業団に入りましても、摂津市の水道事業会計は摂津市の水道事業会計で単体で収支を出されますので、その辺はその部分につきましても、今の状況と、統合されている状況の中ではメリットとしては見えてこない。どちらかといえばデメリットに見えてくるのかなというところでございます。

それと最後でございます。11番目にありました減価償却費の部分ですが、入札等々で価格が下がったという形でございます。減価償却費を組むに至りましては、低下ではなく、取得価格で減価償却していくと。発注時にはある程度の設計、それから落札、取得価格の減価償却している部分が減価償却で、例えば管路でしたら40年間で95%まで減価償却していると、定額法で行きますと、大体同じ状態。その元の金額が変わったため、その初年度の部分が価格が変わってきたという状況でございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 タンクの件について、ご答弁させていただきます。

中央送水所のタンクなのですけれども、令和2年度に本格的な工事を始めまして、令和3年度末をもって工事を終える予定にしております。時間的には、塗装につきましてですけれども、今はまだ何も考えていない状態でございます。ただ、設計段階でもすけれども、広告に関して、あるいはそういうものの色彩に関しては議題に上がりました。その中でやはり広告となりますと、屋外広告となります。大阪府の屋外広告条例というのがございますので、そういう公共物に対して広告というのは、なかなかハードルが高いという問題がございます。ただ、もう一つ、公共施設についての塗装とかそういうものにつきましては、今ちょっと名前は忘れてはいるのですけれども、ある程度制限がございます。その中で標語とかそういうものを上げることにつきましては、それほどのハードルは高くないものだとは承知しております。ですので、市長部局のほうも当然意向もあるかもしれませんし、あるいは私どものほうとしても水道のいろいろ標語みたいなものを書くことも考えています。市の広報担当からはシティプロモーションの話は上がってきているのですけれども、いろいろな制約の中でどのようにやっていこうかというのは、まだ令和3年末までございますので、今から検討していくので間に合うものだと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 3回目、質問をさせていただきます。

職員の平均年齢のお話ですが、5年で半分入れかわられる、先ほども申し上げましたが職員の入れかわりのことを結構危惧

されているのだと思います。私がこの委員会に入らせてもらってからずっと最初の質問のときから職員の年齢の高さの話をさせていただいていると思うのですが、現状そこまで変わっていないのかなと。もう3年近くたちますけれども。そう考えるとあと5年というのは結構すぐ来るものだろうなと思いますので、ちょっとしっかりやっていっていただきたい。つながる話として大阪広域水道企業団の話を中心にさせていただきますが、ほとんどの市が入られたメリットとしては、費用負担の部分がありますけれども、技術者の共有というところが多かったと聞いております。そういう意味であれば、摂津市もあと5年で半分というのが、それを乗り越えられるのであれば全然問題ないかなと思うのですが、乗り越えられない可能性があるのであれば、少し前向きに考えていただかないといけないのかなと思っております。デメリットとして、地域の声、市民の声がなかなか届きにくい可能性があるというのは理解できますので、市が自前で水道事業をできる分に関しては、それが一番いいことだと思います。だからそれが理由で吹田市や茨木市が入っていない。ただ、ごみ処理施設であったり、消防署であったり、広域連携していている事業が多々あります。摂津市としては隣と連携したほうがメリットとしては費用負担の面であったり、人員配置の面であるとやはり大きくあるのかなと。ただ、隣が入ってくれないと余りメリットがないというお話もいただきましたので、そこは強く要望して交渉としていただかないといけないのかなと。ただ、そうなるときに、相手先にもメリットが必要だと思いますので、業務の健全化、水道事業がどれだけ健全なのかというところ

はやはり見てくると思います。なので、それにつながる話ですけれども、水道事業をどんどん健全化していかないと、かなり厳しい話になってくる考えて、そのあたり推し進めていってもらおうよう、そこも要望としておきます。

給水収益の話なのですけれども、従量料金の話です。済みません、私の質問の仕方が悪かったかもしれないのですけれども、従量料金のほうが昨年よりも上がっている理由についてちょっと教えていただければと思います。

料金収納に関してです。他市に関しては収納代行業者がLINE Payや、Pay Payであったりを行うことができる業者なので導入できたというお話でした。しかし、LINE Payとか、Pay Payって何十年も前からあったものではなくて、ごく近年にできてきたものだと思います。ということは吹田市、茨木市は1年ぐらいでその収納業者とか、導入を決めたということになると思うのですが、私、代金の収納の仕方について、これも議員になってからずっと質問しています。3年近くたつのですが、他市は1年で検討して導入まで進めていこうと進めている中で、私3年近くお話をさせてもらっているのに、まだ何も土台に乗っていない。できないことではないというのは、他市が証明してくれていると思います。収納代行業者を変えないといけないというのがどれぐらいの作業になるのか、私はちょっと説明を受けていないのでそこまで把握できていないのですが、市民の利便性を考えるのであれば、それもいいんじゃないかなと思っております。メーターの検針も月に1回行くのは費用負担の面、人員の面もしんどいということがあると思うのですが、

大阪市では自動検針メーターの導入の検討をされているという話もお聞きしました。そういったところは費用がかなりかかる話ですから、また後日の検討ではいいと思うのですけれども、クレジット収納であるとか、電子マネー収納であるとか、そういうことであれば、導入はできるのじゃないかなと思います。業者を変えないといけないのだったら、業者を変えたらいいと思いますので、先進的な事例を全く入れてくれない業者が果たして市民のためになるのかと言われたら、何かちょっとよくわからないところもありますので、もう一度検討していただいて、こちらのほうは要望としておきます。お願いいたします。

映像制作に関して、タンク入れかえの際、タンクに色とか何か広告物を塗ったらいいのじゃないかという話ですけれども、収益的な分は厳しいというお話をいただきました。ただ、市のアピールでしたら活用方法があるのじゃないかというお話をいただきました。既に市の広報課とお話もされていて、シティプロモーションの観点から、庁舎もQRコードをでんと書くと言っていましたし、それに伴い、こちらの水道のほうも何かアピールできるもの、それこそいろんな方法があると思います。あと1年あるとおっしゃっていますので、その1年の間でしっかり議論をしていただいて、実現に向けて動いてもらうようによろしくお願いいたします。

3回目は以上です。給水収益についてだけ最後お願いします。

○嶋野浩一朗委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、給水収益の従量料金部分の増加につきまして、ご答弁させていただきます。

こちらの予算につきましては、基本的に

は直近の実績ベースを考慮して、今後の伸び等を予測した上で予算を立てさせていただいております。平成31年度当初予算を立てたときと比較いたしまして、千里丘新町等での使用水量の伸びが想定したよりも多かったということで令和2年予算につきましては、その分上乗せした形での伸びを見込んだ形での予算策定とさせていただいております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時49分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは質問をしていきたいと思えます。この間の決算を見ますと、給水戸数、給水人口というのは微増ながらふえているという中で、総配水量が少しずつ減ってきている。給水収益も決算のほうを見ますと、下がってきていますね。今回の予算で先ほどもありましたように、集合住宅等がふえてきて、人口もふえてきてはいるのだけれども、果たしてこの給水収益のアップを見込むことが妥当なのかどうか。ちょっと消費税の増税の影響もあるということでもありますので、その辺も踏まえて給水収益を増額すると見込む根拠等をお教えていただけたらなと思えます。

それから収益確保のために重要なのは、やはり有効有収水量をきちんと把握しながら上げていくということだと思います。こちら平成30年度決算からも見ておりますけれども、この間、有効有収水量、有収率というものは下がってきているわけです。給水収益をやっぱり上げていくという上で、有収率を高めていく、この間9

1%まで平成30年度決算では落ちてきておりますけれども、2020年度以降、有収率を上げていくための取り組みについて、ちょっとお聞かせをいただけたらなと思います。

それから摂津市の水道に大きな影響を与えている大口需要家の地下水くみ上げです。この分がずっとこれから累積的に影響が出てくるのだと思いますけれども、その影響についてお教えいただけたらなと思います。

それから、次に、41ページにあります大阪広域水道企業団からの受水費についてです。摂津市の水道の3割が自己水で7割が大阪広域水道企業団水であります。こちらの大阪広域水道企業団からの受水費は、4.8%ほど上がっているのですね。年間の総給水量の増減はわずかなのですが、受水費のほうが上がっているということで、今後の大阪広域水道企業団水の割合と、自己水の割合をどんなふうに考えているのか、今回受水費が上がっている、その辺の要因、このように見込んでいる根拠についてお教えいただきたいと思います。

次に、49ページになります。これは今、三好委員からもご質問がありましたけれども、中央送水所の映像制作委託、4ページにある債務負担行為、令和3年度に向けて99万2,000円というのが計上されています。同時に令和2年度の予算としても営業費用として映像制作委託料というのが計上されています。2年間の取り組みだと思いますけれども、ちょっとその辺もう一度教えていただけたらと思います。

次に、55ページにあります資本的支出の建設改良費、施設改修費で、人件費なのですね、給料、手当などの人件費などが計

上されておりました、前年度にはここにはちょっとなかったものですから、ちょっとその辺基本的なことですけれども、お聞かせいただけたらと思います。

続いて、これは工事請負費についてです。施設改修工事で6億5,594万5,000円、それから57ページにあります配水管布設工事の5億6,485万円の工事請負費について、ちょっとどんな工事なのか、具体的な中身、場所等をお教えいただけたらと思います。

それに関連して、補正予算でご説明いただいているものかもしれませんが、8ページにあります施設改修費で、減額が1億5,512万8,000円、工事請負費が減額されております。それに基づいて管理業務等委託料として212万3,000円と、施設整備工事設計業務委託料59万4,000円減額となっています。2019年の当初予算の施設改修費、1億5,512万8,000円が丸々減額になっているということでありますので、ちょっとその辺の経緯、それからこの工事がどんな中身のもので、新年度どういうふうに回されているのかについてお聞かせください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、安藤委員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず給水収益につきまして、上昇を見込むのはいかがなものかというご質問であったと思います。確かに長期的に見れば節水機器の増加等に伴い、たとえ人口がふえたとしても給水量の低下というのは、長期的には避けられないものだと考えておりますが、今回予算を策定させていただきましたベースにつきましては、先ほども答弁



させていただきましたとおり、昨年度の実績をベースとして今後の住戸の増加の予測等を勘案した上での今年度の実績と大幅に乖離はないものということで策定をさせていただきます。

今年度につきましては、予想よりも給水量が増加しておりました。そのため、来年度予測につきましても、その増加分を見込みまして、若干の増加という予測を立てさせていただきます。何度も申し上げますように、将来的には恐らく減っていくものでありますが、千里丘新町等の開発により一時的な増加というふうに考えております。

続きまして、大口需要家の地下水くみ上げに関しまして、ご答弁をさせていただきます。

大口需要家につきましては、2019年7月14日より地下水をくみ上げております。各年度の実績をご報告させていただきますが、平成28年度につきましては、24万52立米、平成29年度、この年度の途中からくみ上げを開始しておりますが、9万4,379立米、平成30年、これは1年丸々地下水をくみ上げている状況ですが、3万6,208立米、今年度、平成31年度ですが、こちら令和2年2月分までの速報値が出ておまして、令和2年2月までの集計で6万3,120立米となっております。大体平成30年度の倍ぐらいになっているかと思えます。いろいろ分析はしておるのですが、まだ大口需要家におかれましては、月によっても多い月と少ない月がまちまち見られておまして、なかなか安定した見込みがちょっと出せない状態ではありますが、平成30年は底なのかなと考えております。金額につきましては、平成30年度上水額につき

ましては、1,974万9,622円となっております。対平成28年度からは9,131万941円の減額となっております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

5番目にいただきました中央送水所の映像制作委託料でございます。内容としましても、先ほど三好委員のときにお話しさせていただきましたけれども、今中央送水所のほうにタンクが二つございます。耐震補強もちょっと不可能なタンクが手前のほうにございまして、その改修工事の映像を撮っているというところでございますが、現状、3か月ほど前に1回漏れたことがございまして、その映像は私ども職員のほうで撮らせていただいて、それも一つの映像にしていこうかなど。そのような状態の中で、今回潰していく状態、くいを打っていく状態、そしてまたタンクを作っていく状態、水道の施設というのは、こういうふうにつけていくとか、こういうふうに入水を入れるとかいう、全ての工程について2年間、工事は2年間ございますので、その辺の内容をリアルタイムというか、うまくいくと同じ場所でどんどん進化していくというシーンができていくという状態をつくってまいりたいと考えているところでございます。

それともう一つ、6番の建設改良費には人件費が新たに入っているというところでございます。ここの分につきましては、前回の決算審査に係る委員会の中でも私ども水道事業の給水原価のうちの人件費が、茨木市はすごく安くてというお話を聞きまして、私どもそれから北摂地域、特

に茨木市のほうに出向きながら、情報も得ながらという話で研究をさせていただいたのですが、ご指摘のとおり、給水原価の中に入っている、収益的単年度の分の給与費がほかの市よりも高い状態。その中でこの資本的収支のほうに人件費を、茨木市でしたら半分ぐらい、そちらのほうに転嫁されているような状態ですので、管路でしたら40年に分けて人件費を分けるか、単年度で支払うかという人件費の部分も変更は私ども平成2年に、拡張事業は終わらせていただいているのですけれども、その拡張以降、水管整備事業2名という固定をさせていただいた中では、このビジョンを立てながら経営戦略の中で、ここ近年更新事業もふえてきておりますので、その分で人件費のこの施設改修事業、今までゼロ人でしたが、一人、配水管整備事業今まで二人でしたが、5人という中で資本的収支のほうに人件費を振り分けたために、人件費のほうが増加しているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 榎本課長。

○榎本水道施設課長 では、安藤委員からの質問で、有収水量と工事請負費等についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず有収水量、有収率についての日ごろの取り組みについてはどういうことをしているかというご質問についてお答えさせていただきます。

有収率につきましては、ことしの1月現在では、大体92%を上回っている状態になっておりまして、これは昨年の実績、同時期の実績に比べて1.5%ほど高い状態になっております。ですので、このまま2月、3月と特段破損とか、これも破損した

ときにすぐにわかるものだったらいいのですけれども、破損になると地中にずっと入ったままですとタイムラグがありますので、そういうようなことがなければ、昨年は91.5%でしたので、それが1.5%程度は上がっていくのではなかろうかなと予想しているところです。ふだんの取り組みにつきましては、私どものほうにつきましては、送水量が把握できますので、各送水所の送水量が例年に比べて値が大きくなっていないかどうかは、常に、毎月1回必ずチェックをしておりますので、その状態でいけば、2月末の状態でありまして、特段大きな変化はなかったものと感じておりますので、3月までこのままでいけば、そういう数字にはなるのかなと、そのように予想しつつ、ふだんから注視しながらやっているところでございます。

次に、施設改修費の件についてお答えさせていただきます。

今年度の補正予算のほうからお話しさせていただきますと、多分説明のほうが早いと思いますので、させていただきます。

今年度補正予算で施設改修事業の工事請負費のほう1億5,512万8,000円と落とさせていただきました。

これは、鳥飼送水所の受水弁及び1系2系配管工事をやる予定でおったのですが、入札のほうの不調になりました。不調になりましたので、今年度発注ができないということで、令和元年度の予算では落とさせていただいたということになっております。

それで、令和2年度の予算の施設改修事業の内訳は、中央送水所の更新工事、この更新工事と鳥飼送水所の受水弁及び1系2系の配管工事となっているところでございます。

次に、配水管整備事業の工事請負費なのですけれども、これは、主に配水管の工事をやっているものでございまして、基本的には、毎年行っております中央送水所から鳥飼送水所を結ぶ基幹管路、これも今年度も継続して、約200メートルやらせていただこうと思っております。

それ以外につきましても、管路の古くなったところの管から更新工事を行います。合わせまして、大体3,500メートルほど管路の入れかえをやっていきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 今の榎本課長の答弁の中で、施設改修費減額1億5,512万8,000円のことにつきまして、補足させていただきます。

この工事は、先ほど言いましたとおり、鳥飼送水所の500ミリの送水管を2系統化にすることで、中の配管も1系2系と2系統化するというふうな、安全面から見た工事でございます。

この工事につきましては、当初、令和元年度に工事をやるということで、夏場に制限付一般競争入札で業者を公募いたしまして、1者ですかね、集まったのですけれども、1者では入札が成立しないということで、業者のほうにも聞き取りをしますと、そのときにはもう技術者がもうなかなか配置をできないという中で、これは技術者の件はございますけれども、やはり今年度中に何とか完成したいと思ひまして、指名競争入札に入札方式を切りかえまして、十数者指名をいたしました。秋からの工事の発注を募ったのですけれども、十数者とも辞退の届け出が来ました。

我々としましては、翌年の令和2年度の

当初予算で、また制限付一般競争入札をしても、契約が7月になるのではないかと思いますので、今年度、令和元年度の12月の第4回の定例議会のほうに債務負担行為を出ささせていただきますまして、1億8,000万円ほど出しておるのですけど、ちょっと工事を追加しました。つい先日、入札をやりまして、業者も決定いたしました。ですから、4月当初からこの当初に入って、つつがなく令和2年度中には完成して、操業開始できる状態になってございます。

その残りと言ったらなんでございませけれども、今回の3月補正の減額補正にあわせて、当初の1億5,512万8,000円、これ債務負担で契約できておりますので、この分を全額減額でございます。

○嶋野浩一朗委員長 榎本課長。

○榎本水道施設課長 受水では、自己水の比率のほう下がっているというご質問についてもお答えさせていただきます。

来年度につきましてですけれども、総配水量につきましては、ほぼ今年度と変わらない見積もりを立てております。その中で、私どもの自己水のくみ上げの能力のほうやや落ちております。ですので、全体の数が一緒でも、自己水のくみ上げの能力がちょっと下がっている分だけ、受水の割合がふえたと、このような形で今回予算を上げさせていただいております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

それでは2回目、質問していきたいと思いますが、水道料金、下水道料金、あわせて、いつもこの委員会の審査をする際に、摂津市の水道料金は高いのだということをいつも言うております。水道と下水道とあわせてお話をさせていただいているか

と思いますけれども、日々の生活にかかわる水道料金、家計の非常に重要な命にかかる固定経費でありますから、安いにこしたことがないということで、値上げの抑制をいつもお願いをしているところです。

水道ビジョン、水道の経営戦略等の中にも、水道事業を将来にわたって、安定的に供給できるようにということでの財政的なシミュレーションも持たれている中で、25%の値上げ、数年後行うという例も出されながら、水道を見守っていきたいなと思っているわけですが、昨年の10月に消費税率が10%に上って、その分の水道料金転嫁をされたということで、先ほどの三好委員の答弁の中にありましたが、1,851万8,000円が消費税の増税分に当たるといふことであります。

この部分を何とか抑え込めば、市民の負担がふえなかったのかなと思うのですが、中期的な経営戦略でいいますと、とても下げるのはというご答弁になるかと思っておりますが、やはり、こうした今の景気動向のもと、この消費税増税分を転嫁せずに、何とか踏ん張るという手だてを考えられなかったのか。今からでも遅くないと思っておりますので、そういうような思い切った展開を検討する考えはないのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それから、大口需要家の地下水くみ上げについては、今ご説明いただきましたが、平成28年度から比べると九千数百万円、当初の約1億円の減収につながるということでありました。相当な水道収益ですね、マイナスになっていくと思っております。1企業の収益、経費削減では済まされない、ライフラインの経営に与える影響は多大なものがあるというのは、改めて認識しており

ます。

そこで、前回もお伺いしましたけど、地下水くみ上げをされる業者に対して、やはり地域への貢献もしていただくと。もちろん水道を使っておられるわけですから、当初は、たくさんの水道を使われるということで、水道管の敷設も行ってきたということから考えたら、やはり一定の地下水くみ上げの納付金、協力金というものを徴収するような制度をつくって、大口需要家には、一定の協力を求めるという仕組みも、やはり考えていかないといけないのではないかなと思っております。

今後、今のところ、摂津市との協定に基づいて、大口需要家に続いて、自分のところも地下水で水道を供給するのだということはないとは思いますが、今後どういった形になってくるかというのはわからないわけで、そういう意味では、そういう研究をする必要があると思っておりますが、そのお考えですね、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、大阪広域水道企業団水についてはわかりました。この間も自己水の井戸等で、ちょっと能力が落ちてきているというお話をいただいたわけですが、今後この自己水、太中浄水場の施設等改修も当然、自己水を保持していくためのものだと私は理解しておるのですが、やはり一定の能力は確保していく必要があるかと思っております。

経営戦略の中でも、やはり太中浄水場の本管とか、そういった面についても改修をしていくということが書かれていたと思っておりますが、今年度は、比率はちょっと下がっているけれども、ちょっと中長期的に見て、どのようにこの自己水を保持していくのか、どのぐらいまで割合を確保してい

こうしておられるのか、その点をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、映像制作委託については理解いたしました。ありがとうございます。

どうしても、水道、下水道というのは、やはり可視化がしにくい事業、その割には、非常に住民生活にも直結している大事な公的な仕事だと思いますので、いろいろな場面を使って、やはり可視化をしていく、いろんな方に実情を見ていただく中で、一緒に水道についても考えていただくような状況をつくっていくというのは大事です。ぜひよいものを映像として残していただいて、いろんな場面で活用していただくようお願いをしておきます。できたら、私も見せていただきたいと思います。

それから、資本的支出へ人件費を移したということでもあります。ちょっとこの辺、財政や経理上のテクニックと感じたりするのはすけれども、基本的なことをお聞きして申しわけないのですけれども、いわゆる収支ですね、給水原価に収入されてしまうと、水道の収益率の悪化になってしまうので、これを資本的収支のほうに移しかえることによって、その部分が改善されて、水道の収益的にはメリットがあるのだということなのでしょう。ちょっと改めて、基本的なことを聞いて申しわけないのですけれども、その辺をお教えいただきたい。

実態も同じように仕事を建設改良にかかわるような仕事についた上で、やっておられるという理解でよろしいのかどうなのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

施設改修等配水管整備工事請負費について、ご説明いただきました。補正のほうとあわせてお聞かせいただいて、よくわかりました。12月議会にも債務負担行為を

挙げておられて、そのときもこんなお話をお聞きしていたので、ちょっと重なって申しわけありません。

改めてお聞きいたしますが、鳥飼送水所の工事については、2度にわたって入札不調となりました。1回目が1者しか来なかった。2回目は、指名競争に変えたけども、変えて十数者集まってもらったけども、全て辞退されてしまったと。令和2年に入ってからですか、今度は制限付一般競争入札でやっておられるかと思えます。

結果を見ますと、入札に応募したのは2者ありまして、落とされたのが1者落とされているわけです。なぜ指名競争入札に変えて、また、今度制限付一般競争入札にされたのか。

それから落札の金額について、ちょっとこれも入札の仕組みがよくわからないのですが、落札金額を見ますと、入札時の最低価格にぴたっと張りついた金額でおさまっているのです。ちょっとうがった見方をしてしまうかもしれないのですけれども、2度にわたって通らなかったものが、今度は最低価格ぴたりに落札されてという、その辺の経過がちょっとわかりづらいので、ちょっとその辺の経過がありましたら、お教えをいただけたらなと思います。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 答弁をお願いいたします。

榎本課長。

○榎本水道施設課長 まず、今後の自己水の継続についての件につきまして、ご説明させていただきます。

自己水、先ほどご答弁させていただきましたとおり、ちょっと能力が落ちているということなのですけれども、その能力を落としたままではなく、今年度につきましても、

その能力を回復させる工事を行っております。ただ、地中深いことですので、直接目に見えるものではございませんので、もとに戻るのかどうなのかということも、なかなか見通しがちょっとわからないというのが正直なところでございます。

ただ、今年度につきましては、自己水比が予算上では25%ほどを見てはいるのですけれども、今の能力を仮に若干状態を上げて維持したところで、恐らくですけども、総配水量のほうがだんだんと落ちてくる状況になっております。つまり、そうなりますと、大体二十六、七%程度は、今後の継続的に維持できるのではなかろうかと、このような見方をしております。

次に、鳥飼送水所受水弁及び1系、2系の工事についての経過なのですが、昨年度に入札が不調になったというのは先ほどもご説明があったとおり、やはり技術者がいないということが非常に大きな理由であったろうと思います。これは、直接聞いたわけではございませんが、その前年に台風がございまして、いろいろな河川が氾濫したとかいうことで、ポンプとか、そういう需要が結構あったのではなかろうかと推察はしております。

ですので、その辺に人がとられている状態の中で、技術者が確保できなかった部分もあったのではなかろうかと。事業を行う側からしたら、そのような形で考えているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員からの2回目のご質問にお答えします。

ご質問いただきました施設改修費の給料でございますが、ここの分につきまして、収支のテクニックと申しますか、この資産

に対して、例えば、配水管整備事業の設計をするなり、現場管理をするなりという状況、施設改修を、今榎本課長のほうからありましたタンクをつくる、これは資本的投資に対する費用でございます。本来であれば、その資本的な費用に対して人件費をかける。例えばでございますが、一人の人件費が500万円と考えます。一人の人件費が500万円で、今までの方法でございましたら、1年間で500万円を収支の中で処理をしていくと。これから、施設改修事業のほうに1名、配水管整備事業のほうには、2名から3名プラスという形の中でございますと、その500万円の職員は、例えば耐用年数が40年でしたら、令和2年度の給料自身も40で割るという形で分割というか、つくるものに対する費用をかける。特に、これは他市というか、水道事業の中では、よく使われている方法で、私も、今までに二人はそういう形でやっております、ただ資本投資の拡大に伴いまして、そのほうがふえてきましたというところでございます。

それともう1点、6番目にごございました落札の契約の関係でございますが、その部分につきましては、摂津市の場合、一般会計もそうでございますが、予定価格というところを開示して、入札完了後、最低制限価格を公表するというような方法、他市でもいろんな方法はございますけれども、その部分でいいますと、工種によっていろいろあると思うのですけれども、予定価格を公表して、その中でうちの契約と申しますか、こういう工種は、最低価格というのが何%というのはわかる状態でございますので、最低制限価格が幾らというのは、よくあるのはそこで、くじ引きとかいう、最低制限価格同士でくじ引きというのはよ

くございますが、その金額は積算をする中では出てくるのかなというところがございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 それと、1点目の消費税の問題と、地下水のくみ上げ問題ですね。これは問題が絡みますので、あわせて、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、消費税の2%でございますけれども、先ほど、料金課長のほうから、予算上は1,300万円というお話があったと思います。この分につきまして、何とか送水所事業の中で吸収できないのかというご趣旨、その分、市民への転嫁を避けられないのかということであったのかなと思います。

確かに、50%相当額を上げないとするならば、今回、上げた結果のGDPが7.1%ということにもなったということになりますと、上げなかったら、それなりの水の需要が見込めたらどうかというのは、ちょっと非常に疑問ではあるところではありますけれども、市民への転嫁には至らなかったかもしれません。

私ども、これ消費税ができたのが、平成元年の4月でございましたので、そのとき3%でスタートしておりまして、平成9年の4月に5%になりました。4%の国税と1%の地方税です。摂津市としてはそれまで3%分をずっと大体年間3,000万円ほど税務署にお支払いしておったのですが、今度、平成9年から5%になったということがございまして、4,000万円、5,000万円の税金を、もうとてもこの額について、水道料金としてこれ市民からいただいたお金を、身銭と言ったら失礼になりますけど、そのお金を今後の修

繕費の補修に回さずに、納税をしてしまうということについては、余り水道事業者の責務としてはどうなのかといったようなことがございましたので、消費税がスタートしてから10年余りたって、そのときにあわせて、平成10年6月1日に5%転嫁を上下水道料金等もさせていただきました。

これ、おととしの委員会でも、私お話をさせていただいたと思うのですがけれども、今回のやっぱり5%は、それから平成26年の3%もそうですけれども、やはりこの分については、国が決めたからどうのこうのということではなくして、やはり現在、私どもがやっぱり更新費用なりで必要なお金については、やはりこの消費税の指針ののっとなって、消費税というのは、やっぱり最終消費者にご負担をいただくものであるということからしましたら、水道利用というのは、やはり課税し、いわゆる物を仕入れて、水をつくって、水を供給するというサービス業でございますので、その中で、最終消費者のような形で、この分を負担をするということは、逆にこれは水道消費者の方のメリットに本当になるのかと。本当に漏水をする、老朽管を直す、利益を出す、利益を処分をして、資本的支出の財源に充て込むということから言いましたら、やはりそれは、そちらの方向に使う、別の意味で、市民にご負担をいただくというよりか、逆に、お金をご負担いただくのだけれども、その分は、水道事業というサービスの中で返すべきではないかというのが、私どもの基本的な考えでございます。

それから、大口需要家の分で、大体9,300万円、毎年24万トンぐらいたったのが、最悪三万五、六千トンになったということでございますので、当初見込んでお

ったとおりの結果が出たのかなと思って  
おります。

この中で、もちろん地下水というのは、  
これは公共物でございますので、今ちょっ  
と理念法ではございますけれども、水循環  
基本法とかもございます。今、厚生労働省  
のほうからもアンケートなんかたまに  
来ます。水道業者に対して、この地下水の  
くみ上げについてどう思うか、どういう機  
械的な対策を望むかという、こういうアン  
ケートがあります。

これは、どこの市もそうですけれども、  
事業が井戸を掘られて、その分でくみ上げ  
られて、下水の分については、そのまま放  
流をしますので、下水道使用料については  
問題ないのですけれども、水道使用料につ  
きましては、口径でもって、その事業者に  
送るために布設したものですから、その減  
価償却費はペイできないわけですね。そう  
したときに、もう少し実態的な法制度に変  
更いただかないと、我々としても、なか  
なか単独で事業者と協力するとか、そうい  
うことはやっぱり難しいなと思っており  
ます。

実際にこれをやることというのは、前  
にも言いましたけど、京都市もやっており  
ます。京都市の京都ステーション、非常に  
大きな規模ですけれども、あそこで使う水  
の大体半分程度で水道を使わずに、自分  
ところのろ過装置を使って、その水でステ  
ーションの水を賄っておられるということで、  
2年ほど前から条例をつくられて、いわ  
ゆる協力金といいますのかはわかりませ  
んけれども、そのようなものを徴収をされ  
ているということは聞いておりますので、  
本来的には、やはり国においてしっかりと  
実体法規が整備をされて、それに基づい  
て、我々も条例整備をするというのが順  
番で

あるとは思いますが、そこも踏まえなが  
ら、京都市の例なんかも研究をして、勉  
強していきたいとは考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

部長からもお話がありましたが、消費  
税2%増税分が1,851万8,000円、  
1企業の地下水くみ上げで9,000万円、  
本当に大きなもので、これがなかった  
から、消費税の増税分は転嫁という判  
断にはならなかったと思います。やっ  
ぱり地域の公共的な水について、利  
用されている大口需要家の責任とい  
うのは、やはり大きなものがある  
と改めて認識をいたしましたし、  
今部長がおっしゃられたように、水  
循環基本法という理念法がつくら  
れて大分時間たっています。これは  
超党派の国会議員の方々が集ま  
って、つくられてきた法律でもあ  
りますので、これは、とりわけ、  
この大口需要家の地下水くみ上げ  
によって大きな損失を生んでいる  
摂津市としても、全国の自治体等  
と協力して、国に働きかけてい  
ただくと。公共の財産である地下  
水を利用して、そのコストの部分  
だけ自分たちの利益にするとい  
うのは、やはりそれは余りにも  
手前勝手過ぎるのではないかと  
いうことだと思いますので、そ  
ういった工夫、研究ですね、市  
としてできることを最大限や  
っていただきたいと思ひます。

重ねて、やはり水道料金の市民の負  
担軽減という点では、公営企業とい  
うことで、やはり社会福祉を担っ  
ていることでもありますので、そ  
の辺のバランスを見ながら、市  
民負担軽減という思い切った策  
をとることは、おかしなことでは  
ないと思ひますので、そういう  
点は申し上げておきたいと思ひ  
ます。



先ほどちょっと有収率のお話をちょっと2回目に飛ばしてしまいましたけども、平成30年度については、大阪北部地震等がありまして、漏水があったり、それから減免がありましたので、とりわけちょっと有収率というのは落ち込んでいたのかなとは思いますが。

やはり細かい漏れで発見できなくても、この有収水量の点検によって、状況も把握できるということです。引き続いて、やはりきめ細やかなチェックをしていたきながら、管の更新も含めてやっていただきながら、有収率を下げない、上げる方向をぜひ進めていただきたいなと思います。

大阪広域水道企業団の受水費にかかわって、自己水のことはお伺いいたしました。貴重な自己水源というのは、しっかり確保していくと。重要だと思います。大阪広域水道企業団に事業統合されているいろんな自治体も、やはり自己水を守っていきたいという声が地元からも挙がっているということでありますので、それを乱暴に廃止するということにはなかなかならないことだと思います。やはりどれだけ自己水を持っているかというのは、地域の安全にとっても重要なので、自己水を確保するための設備についても、更新をしっかりとっていただきたいなと思います。

私、大阪広域水道企業団の議会でいろいろ質問してまいりました。

摂津市が全体の7割、年間で約700万トン大阪広域水道企業団から受水しております。いろいろ調べてみますと、大阪広域水道企業団の浄水場から受水団体に水が供給されていくと。浄水場から出される配水する際のメーターと各受水自治体が受け入れるところのメーターとでは、当

然、物理的にはイコールでなければならない。もしくは、どこかの漏れがあったり、一定の計測する期間の差があったり、もしくは誤差等があって、100%にはならない、摂津市のように有収率90%とか95%とかになるはずなのですけども、大阪広域水道企業団の有収率を見ますと、ここ数年間、ずっとなんですけども、100%を超えているという、ちょっと考えられないような状況が生まれているのです。これも誤差の範囲だという説明を受けておられるわけですけども、しかし、誤差の範囲で済むような額でもないなど。ここ数年で見ますと、平成30年度は、有収率100.1%でした。ところが、2年前は100.7%なのですね。どちらの量水器が正しいのかわかりませんが、その受水量によって、摂津市は、市民の皆さんに水道料を徴収しているわけで、ここは曖昧にしちゃいけないなというのは、改めてちょっと思っているところなのです。

仮に、100%であったとして、オーバーしているコンマ7%を見ますと、700万トンの7%でいくと結構大きな数字になるのですね。4万9,000トンになります。4万9,000トンを大阪広域水道企業団の単価で見ますと、72円で見ますと、350万円ほどではありますけども、やはり大阪広域水道企業団から供給している水はどのぐらいなっているのかというのは、やはり団体間の信頼関係にもつながってきますし、100%を越えているのであれば、有収率が仮に本当にどこかで漏水があったとしても実態がわからないような状況になっているわけで、やはり、大阪広域水道企業団に摂津市も加わっているわけですから、そこできちんと信頼を受ける状況にする必要があると、理事者側の

ほうからも、大阪広域水道企業団の中で声を上げていただきたいと思いますが、ちょっとその点について見解を伺いたいと思います。

それから、事務経費についてはわかりました。ありがとうございます。

施設のほうの分については理解いたしました。ぴったり最低価格が事後公表されるのにかなり細かい数字の金額ですので、余りにもぴったりなので、その辺ちょっとこんなことあるのだろうかと思ったのですけども、また、ほかの入札の状況を見ますと、大体予定価格の90%から95%ぐらいの範囲で落札されております。入札について、やはり公平性の問題とか、透明性の問題が非常に問われてきますので、今後も入札については、ぜひ注意をしていただくと。

それから、入札の時期についても部長からありましたように、技術者がいないということで、入札不調になっていくということも今後やはりいろいろ予想されていきますので、その点をぜひ情報を集めていただいて、必要な工事が必要な時期ですね、必要な予算取りをした形でできるようなふうに努力をしていただきたいと思います。

それとその上で、ちょっとお聞きしておきたいのが、水道ビジョンが示され、水道事業経営戦略が立てられました。平成31年から10年間の施設の投資計画と、それから財政的な計画というものがまとめられていると思います。その中の投資計画ですね、読み込みますと、管路もそうですし、構築物、配水池であったり、それから設備などなど、耐用年数がくれば更新に莫大なお金がかかるからということで、優先順位をつけた形での見方ということで、10年

間で122億円のところまで設備更新を抑え込む投資計画、しかし、122億円ではまだ大変だということで絞り込みを行って、今後10年間で90億円と、非常に圧縮する形で、優先順位をつけてやっていくという計画だというふうに認識をしております。

平成31年度からの計画なので、1年たとうとしているところでありますけども、その90億円という投資計画に対して、平成31年度、それから令和2年度の予算の見通し等で、どういった到達になっているのか、その辺の状況をちょっと教えていただきたい。

それから、あわせて財政的なシミュレーションです。当初、昨年6月議会でも、もともになる人口ビジョン、人口推移に乖離があるのじゃないかという一般質問をさせていただいたのですが、具体的な2年たちまして、給水収益等も当然確定していつているかと思えます。

シミュレーションで言えば、自己資金は9億円は確保しようと。企業債の残高は、その年の給水収益の3倍以上にはしないという条件をつけた上で、数年後ですね、3年後になるのですかね、25%の値上げが必要なのだということでありましたが、極力経費も削減もしながら、設備の更新も進めていただきながら、非常に矛盾したことを要求しておりますけども、それでも値上げはしないよう努力をする、抑制するように努力するというをおっしゃっていたのでしょうかね。この際ですから、先ほどの投資計画と、それから収支の関係についてどうなのか、令和2年度の予算にかかわって教えていただけたらと思います。○嶋野浩一朗委員長 答弁をお願いいたします。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員から3回目の質問でございます。

最後の質問でございました収支計画の部分でございますが、経営戦略も出させていただいております。今後、令和5年度でございますね、料金値上げというお話もさせていただいたところでございます。

経営戦略のこれからスペックダウンとか、いろんなことを考えるとといったことでございますが、当時から令和4年度に単年度損失が出るというところを出しておりました。その後、ビジョンも進みながら、平成30年度決算をさせていただきました。令和元年度は、見込みを補正予算を出していただいております。それと、令和2年度の当初予算という流れの変化はございましたところで、その収支のところのちょっと厳し目に出たかと思うのですが、今のところ、経営戦略の中では、令和4年の収支がマイナスとなっていました。この分は、2年ほど単年度赤字が出る時期が延びたというか、長くなったのかなというところが経営戦略の経過ともに変化したところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 では、安藤委員の3回目の質問で、特に経営戦略と、これから私ども水道施設の整備の状況についての関連性についてのご質問について、お答えさせていただきます。

昨年、経営戦略について全体の金額、10年間の金額が示されております。この中で、私どもとしては、送水施設と配管、二つに大きく分かれております。

送水施設につきましては、送水ポンプやら電気・計装装置とか、そういう機械類に

主にかかわることになるのですが、これは、とまると即座に送水ができないとか、そういうような影響が出てくるものですので、この辺の施設につきましては優先度を考えながら、ほぼ要求したものというか、お願いしたものについては認められたものだ、このように解釈しております。

配管につきましては、これは見えないものでございますので、表面上どこがおかしい、管がおかしいということがなかなか見えないところですので、ここにつきましては、残念ながら、私どもの希望の金額よりは、やはり抑えられてしまっているというところがございます。

ですが、10年間でトータル的な金額を示されたこととございますので、水道施設課としましては、今後10年間でどれぐらいの整備をしていかなければいけないかという、おおよその数字は出しております。基幹管路はメインになっていますので、基幹管路は、当然中心的にやっていく、当然1年間やれる業務は決まっていますので、すけれども、基幹管路をまずメインに考えながら、残された金額で配水管整備をするということを考えますと、今の時点ではなんですけれども、10年間で、大体25キロメートルぐらいはやっていけるのではなかろうかなと。ただ、これもあくまでも、今決めていることとございますので、例えば、もっと基幹管路をしないといけないとか、あるいは、工事の費用ががっと上がってしまったりとかなれば、これ随時、調整はしていかないといけないと思っておりますが、今の時点では、大体それぐらいの数字で、10年間やっていこうと決まっております。その10年の1年目ということで、来年度、整備箇所については、お示しをさせていただいております。

次に、メーターの件なのですけども、これ大阪広域水道企業団のメーターと私ども、当然、市のほうで受水のメーターは持っております。それと照合はしております。今のところは、当然、数字はぴったりはならないのですけども、差につきましては、問題のない程度と今のところは認識しております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後にしたいと思っておりますが、いつも水道料金が高いと言っておりますので、北摂の話で、摂津市の水道料金はどんな位置にあるのか、もちろん、それぞれの自治体の水道の成り立ちであったり、歴史であったり、または現状や財政力、いろいろなことで差はあるかと思っておりますが、水道を見ますと、直近の各市町村の北摂7市のホームページを見て、水道早見表から拾った数字を見ますと、2か月単位の料金表で比較しておりますが、2か月で40立方メートル使ったご家庭ですね、摂津市は、去年まで上から2番目の高さだったのが、今回3番目になっております。ひと月10立方メートル、ふた月で20立方メートルで見ても3番目の高さということで、これは、決して市民の負担が軽くなって3番目におりたということではなく、よそが値上げされたということではありますが、これに下水道料金等が加わっていくことによって、北摂で一番高い料金になっているということでもあります。やはり市民へ、できるだけ低廉な、安全なお水を供給するということでもありますので、この観点もぜひ見ていただきながら、運用していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

財政シミュレーション、経営戦略については、数字的な形で、また進行管理などを

随時お教えいただきたいなと思っておりますし、施設設備、機械設備、管路等を金額で見ても、なかなかぴんとこないものですから、例えば、中央送水所、鳥飼送水所、また、今回の10年間で更新が予定されているものについて、どのぐらいまでいっているのか、耐震適合率を10年間で何割まで持っていこうとしているが、この辺まで今年度はいく予定ですというものをお示しをいただいて、より、この経営戦略と水道の具体的な経営の中身についても、可視化していただいて、広くお知らせをいただいて、一緒に考えていけるよう、中身については、知っていただきながら議論をしていくというのは重要だと思いますので、そういった広報や情報提供をぜひやっていただくことをお願いしておきたいと思っております。

以上で終わります。

○嶋野浩一郎委員長 ほかございますか。  
渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、4点ほど質問させていただきます。

市長の施政方針の中でもありましたように、鳥飼送水所で2系統化するという言うておられました。その2系統化の工事費とか内容をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

それから次に、和歌山市で水道管が破裂して、給水ができないということで、非常に話題になったのですけど、現実問題として、あれは支管というか、枝だったので、そこまでの大事には至らんかった。それについて、市長は、非常に申しわけないということで、自分の減給を含めた処分をいたしましたのですけど、今一生懸命その辺の点検、全庁挙げていろんな施設もやっているのですけど、ただ、本当に地下というのは、見て確認できないので、どこでどういう破

裂をするかわからへんような状況ですよ  
ね。

ちょっと調べましたら、大阪市で、P F  
I方式で民間に任せて、そういう管の調査  
をするという方法をとったり、それから神  
戸市では、人工知能ですね、いわゆるA I  
を使って、管の老朽化を予測するような方  
法をとっていると聞きましたので、その辺  
は、本市どういうふうにされるのかとい  
うことです。

それで、3番目は、先ほど三好委員もち  
よっと触れられておったのですが、例の  
大阪広域水道企業団の話なのです。3市5  
町1村、計9市町村が統合されたと聞いた  
のですが、そういうことは予想されとっ  
たのか、また、今後それを見据えながら、  
どういう展開をされるのか、その辺もち  
よっとお聞きしたいと思います。

最後ですが、新型コロナウイルスの感  
染の拡大、大変な状況です。企業では大  
変な状況だと思うのですよ。天文学的な  
損害がいろんなところで起きているわけ  
であって、福祉減免という観点から、水  
道料金の値下げができないかどうかとい  
うこと、その点もお答え願いたいと思  
います。

以上、4点お願いします。

○嶋野浩一朗委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 それでは、渡辺委員  
のご質問について、お答えさせていただきます。

まず、鳥飼送水所1系2系受水弁及び配  
水管の工事なのですが、これは鳥飼送  
水所から中央送水所のほうまで、基幹管  
路といいまして、これはどちらかが支障  
を来したときに、相互に融通ができる  
という管の更新工事をさせていただいて  
おるのですが、敷地の中にある配水メ  
ーター、ポンプから基幹管路に行く配  
水管が敷地

内では今1本しかございません。そこ  
がもし破断してしまいますと、ポンプの  
ほうは送る能力があるけれども、基幹管  
路まで水が送れないという状態になり  
ます。ですので、もう一個サブで管をつ  
くりまして、緊急時に、そこでもし管  
が破裂しましても、基幹管路に水を  
送れるようにすることが主な目的でござ  
います。あわせて、流用計を設置した  
りするのが、この鳥飼送水所の工事に  
なっております。

次に、破断に関しましての予測とい  
うことで、大阪市や神戸市の例示をし  
ていただいておりますけれども、申し  
わけございません。私まだそこでま  
でちょっと勉強ができていないところ  
でして、今初めてお聞きしたところで  
ございます。

今後ちょっとそういうのも調べてみ  
まして、ただ、やはり破断、破損して  
いるところを予測するのも、調べる費  
用と費用対効果ですね。やっぱり今  
のお話を聞かせようと、大阪市とか  
神戸市、かなり配水管が多いところ  
になっていきますので、その辺の規  
模の利益でそういうことにも費用を  
かけていけているのではないかと思  
います。

私ども、今先ほどご説明させていただきました  
とおり、ある程度の漏水に関しまし  
ては、今送水の流量をチェックしな  
がらやっています。これで昨年なんか  
は、おかしということで調べたりと  
かしていますので、その辺の費用対  
効果とかいうのも考えながら、ただ  
一応、こういうお話を聞かせていた  
だいて、知らないというわけには  
いきませんので、ちょっと勉強させ  
ていただきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 渡辺委員からの

ご質問にお答えします。

3番目におきまして、大阪広域水道企業団の関係でございますが、大阪広域水道企業団の関係で、こういう統合の部分について予想していたのかという問題と今後の展開でございますが、大阪広域水道企業団は初め、四條畷市とか、太子町、千早赤阪村が平成29年度に統合されました。平成27年ごろから、大阪広域水道企業団との統合の話が出てきたかと思うのですが、その部分のとき、この3市町は一番に出られるという、その後、泉南市をはじめ7団体につきましては、早々に出られると思っていなかったのです。また、町村の部分のところは、統合されるということは聞いていました。ただ、市のほうは、そこまで統合されるとは聞いていなかったのですが、行政のほうで判断されて、統合されてきたというところでございます。

この北摂地域に至っては、今までそういう議題が、統合するという声は全然上がってなかったもので、統合に関して、北摂の地域、私どもも含めてなんですけども、希薄であったのかなと。ただ、こういう状態になっており、これからについて考えていけないといけないというところでございます。

それと、今後の展開でございますが、こういう南淀川以南の部分について、かなり統合が進んできたという情報の中で、ほかの市町村のほうで統合されたからと、慌てて統合するとは思っていないのですが、ただ状況を見て、市民にすごくメリットがある状況が発生するならば、考えていけないといけない。メリットが出てこない状態では、なかなか踏み込んでいけないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 ご質問の4番目、5番目、新型コロナウイルス対策の関係と、その対策としての一環として、福祉減免という考え方をとれないかというご質問かと思いますが、ご承知のとおり、福祉減免につきましては、過去に経緯がございまして、一旦廃止をさせていただきました。そのときにも、水道のほうで減免をした部分につきましては、一般行政経費として補てんを受けてまいったところでございます。ですから、そもそも受益者負担という中においては、減免ということにつきましては、基本的には余りそぐわないと。そこは、やはり一般行政経費でもって補てんをされていたという経緯があったというのがその理由でございます。

今回の件ですけれども、いろいろ報道等を見ておきますと、社会経済に与える影響が非常に大きく、最終的には生活者の方にも回ってくる。これ今の政権ができたときに企業の景気がよくなれば給料も上がり、そうすると生活がよくなるという、そういう好循環の中にどんどんどんどん低利の金利でお金を貸したけども、今回はこの逆かと思えます。今回の場合につきましては、今、いわゆる生活者のところに対して手を打つというより、一番根本の社会経済のところをいかに支えるか、これは個人的な見解ですけども、これが大事だと思います。その一番大きな幹のところに対して、何をするかということであって、その枝葉と言え失礼になりますけれども、その葉を落とさないために、こうしよう、ああしようという議論は、ちょっとこのあたりについては、逆の理論になるのじゃないかなと。我々としましても、もちろん、最終的には市民の方に影響が出ることですから、政府

がしっかりとした対応をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、具体的な実効性のある対策というのはできておらず、個人に3万円支給するなど言われていますけれども、これ私に言わせたら、これはちょっと根本の対策ではないなと思っておりますので、このところに対して、市町村の担当として、どうのこうのということは言えませんけれども。そして福祉減免の部分につきましても、その部分については、やはり根本対策ではないという思いを持っておりますので、そこはやはり市町村だけでなく、都道府県だけではなく、やはり国としての実態的な、効果的な議論をしっかりとされて、専門家会議でもわかりやすい議論でもって説明をされるべきものと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ちょっと費用面はどのぐらいかかるかなという感じは、まだご答弁いただいているのですが、ほかの箇所でも2系統化するところがあるのかということね。災害とか、いろんなことに関して、一つが破損した場合に、それをフォローするという事なので、それはもう非常に必要なことだと思うのですが、そういう点で、ほかにもあるかということをお聞きしたいと思います。

配水管の老朽化を従来からのやり方で見つけ出して、それを補修するというのは、それはそれで価値があると思うのですが、神戸市とか大阪市というのは広範囲やから、そういう科学的な対応をしているということが実際あるのですね。AIでどういう予想をするのか、もう私には想像もできないのですが、実際、神戸市では、それを進めようとしているみたいなのですよ。だから、その辺のことをしっかり研

究していただいて、摂津市に合致するような、そういうものがあるんやったら、やっぱりその辺も検討、費用面もあるとは思いますが、検討されたほうがいいと思うので、これも要望にしておきたいと思います。

それから、大阪広域水道企業団なのですが、こういう展開にはちょっと予想つかなかったような状況かもしれません。ただ、いろんなところが参加し出して、摂津市だけ独自でやりますということもなかなかできないと思う。そういう点もしっかりと見据えた中で、近隣市の動向も見ながら展開をしていただきたい。それはもう要望にしておきます。

それから福祉減免、部長がおっしゃったことがそれ本筋やと思うのですが、ただ、たちまちいろんな面で、市民に負担がおりてくる可能性が十分あるわけじゃないですか。ただ、国が全部行き届いたことができるかと言ったら、なかなか難しいと思う。地方自治体もしっかりそういう点で、国と大阪府と連動しながらやりつつ、地方自治体独自でできることも、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかと私も思いますので、これも要望にしておきます。

1点だけ、ちょっとお願いします。

○嶋野浩一朗委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 では、渡辺委員のご質問に、ちょっと抜けてしまって申しわけございませんでした。

費用につきましては、今年度につきまして、1億8,530万円を見込んでおります。

次に、2系統化についてなんですけれども、一応、千里丘送水所につきましては、小規模なのですが、一応そういう形態はとっております。

中央送水所及び太中浄水場のほうにつ

きましては、今のところ、そこまでは考えておりません。というのは、施設内の管路が、埋設が複合化しているとかそういうこともございますので、なかなかちょっと今の時点では考えておりませんが、今後また検討材料として考えて、できるかどうかの可能性を考えるということをやりたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 これは最後にしておきますけど、とりあえず災害対策、防災対策をやったりそういう意味で、2系統化ということも考えてはったと思うのですが、今後考えるのじゃなくて、いつ何時どういうことが起きるかわからない。現実にはそうですよ、想定外のことがいっぱい起きるわけですから。だからそういうことも踏まえて、これはできることは早急にやっていく必要があるんじゃないか、そのこともしっかり研究しながら、やっていただきたい。このようにお願いして、質問を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 皆さんからの質問等で大体理解しているので、一つだけお聞きしようかなと思っております。

費用がかかる部分として、先ほど榎本課長のほうからも少しありましたように、配水管の整備のことで、予算も5億6,400万円と、ここ数年かけて、恐らく順調であるとは思っているのですが、このコストがかかっているところで、今年度の状況がうまくいっているのかということと、来年度に向けて、5億6,400万円の予算があるので、ちょっと状況と見通しというか、うまく進んでいるのかどうかだけ、1点だけについて、お聞かせいただけます

でしょうか。

○嶋野浩一朗委員長 榎本課長。

○榎本水道施設課長 檜村委員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度の状況につきましてですけども、今年度、一部補正で減額、お金のほう落とさせていただいております。工事のほう、夜間で見えていたものが昼間が変わる。警察の協議によって、昼間が変わったということが大きく、減額させていただくことができました。ただ、それ以外にですけども、今年度当初に予定しておりました工事箇所以外にも、お金のほうが少しありましたので、改めて2路線老朽化しているところについて、早急に取りかえたということでやっております。状況的には、順調に工事のほう進めてやっておれていると、このように考えております。

来年度につきましてですけども、来年度も基幹管路を含め全体で3,580メートルほど事業を進めようと考えております。これにつきましても、優先順位をつけまして、先ほど話させてもうたとおりのですけども、基幹管路をメインに、その後できるところについて、特に老朽化の著しいところ、漏水の履歴があったところについて、重要度を加味して今回予算のある限りで箇所を決めさせていただいております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 今のところ順調ということで、長期的な話でもありますし、できるだけ早くということは、望まれるところですけども、令和元年度みたいに優先順位をつけて、先に進められるところがありましたら、そういった形で進めていただけたらと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。



以上です。

○嶋野浩一郎委員長 本日の委員会はこの程度にとどめて、散会いたします。

(午後4時38分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 嶋野浩一郎

文教上下水道常任委員 三好 俊範